伊場遺跡発掘調査報告書　第一冊

伊場木簡

浜松市教育委員会

まえがき

昭和二十四年二月、浜松市立西部中学校生徒が、国鉄浜松工場の南側水田中に、水溜りとして残された、太平洋戦争末期の艦砲弾爆裂孔付近から、弥生式土器を採集したことが契機となって、伊場遺跡は世に知られるようになった。

伊場遺跡発見の報は、当時西部中学校教諭をしておられた高柳智氏から、国学院大学考古学資料室へ届き、昭和二十四年五月から翌年の七月までの間に、四期にわたる発掘調査が行なわれた。これをいまでは第一次調査と呼び慣わしている。そして、この時の調査成果が、昭和二十八年九月一日に刊行されたのを機会に、静岡県の史跡として指定申請が行なわれ、昭和二十九年三月二十二日付で指定を受けたのであった。

そのことから十数年、伊場遺跡は発見当時の状態で保存されてきたのであるが、昭和四十二年になって、この付近一帯が浜松貨物駅や、東海道本線高架化事業に伴なう電留線、電車区、機関区などの移転先候補地に入ることが判ったので、それまで不明であった伊場遺跡の正確な規模、周辺遺跡の有無などを確かめるために、予備調査を実施した。予備調査は、昭和四十三年一月二十三日から三月二十日までと、六月一日から七月二十日までの二回に分けて行なわれ、弥生時代から古墳時代にかけての集落跡（後に東部地区と命名）の規模をほぼ把握できたほか、その西方に泥炭質の遺物包含層の存在を推定することができたのである。これを第二次調査と呼ぶ。

その後、東海道本線高架推進事業が進展を見せ、伊場遺跡を含む一帯を、事業用地から除外できそうにない状勢となってきた。しかし、伊場遺跡についての学術的解明の余地は多分に残されていて、遺跡の評価をする上で必要な資料は極めて少なかった。このため、教育委員会としては、第三次調査を計画したのであった。この調査によって、東部地区には弥生時代の包含層が広汎に存在し、中央には古墳時代の住居跡群が遺存すること、西部地区には厚い泥炭層が堆積する部分があって古墳時代から奈良・平安時代の遺物を多く包含していることが明らかになった。特に、その中に木簡四点を発見するに及び、にわかに注目を浴びるにいたったのである。第三次調査は昭和四十四年十二月から翌年十二月まで行なわれた。

第三次調査によって、新らたに注目され始めた西部地区を中心に、昭和四十六年六月二十六日から第四次調査が行なわれることになったが、この調査を進めるに当っては、大正大学教授斉藤忠氏を団長として迎え、顧問として坂本太郎、樋口清之、長田実、芝田文雄の四氏をお願いしたのであった。第四次調査では、東部地区の東西に二条ずつ弥生時代の溝が発見され、中央には古墳時代の住居跡群の存在が追認された。また、西部地区では、大溝と呼んだ幅一五メートルの溝跡を発掘して、奈良時代前後の遺物を大量に得たが、中に、持統朝までさかのぼる木簡を含む、二十三点の木簡を追加発見したのであった。さらに大溝の西側一帯には掘立柱の建物跡が群在することをつきとめた。こうして伊場遺跡に関する学術的知見は増大したが、他方東海道本線高架化事業が、浜松駅周辺の都市計画事業の一環として建設省から認可され、事業が動き出したことによって、伊場遺跡の取り扱い方についての結論を急がれるという事情も生まれてきた。

従来の調査は、事業用地内に限定され、その限りにおいては遺跡の内容が、かなり明らかになったが、事業用地の外については余く未知数であったから、そこで第五次調査を、事業用地に北接する地区について実施し、その結果と従来の調査結果を合せて、遺跡全体の取り扱いを検討することになった。第五次調査は、昭和四十七年五月二十日から開始し、その結果この部分にも遺構や大溝が及ぶことを確認することができた。

そこで、昭和四十七年八月三日、伊場遺跡の取り扱いについて、斉藤団長をはじめ四名の顧問、それに福山敏男先生を加えた学識経験者の先生方によって熱心な討論をお願いし、八月十四日に次のような大方の見解が公表された。

「文化財保護の立場からは、遺跡を保存することが望ましいが、東海道本線高架化事業を推進する浜松市の立場も理解できたので、遺跡の一部を高架関連事業用地として使用することは、万止むを得ないものとして認める。しかし、遺跡は学問的に貴重であるので、充分な調査をして記録するよう要望する。」

この見解については、少数意見もあるが、前段は同一であり、後段は「全面的学術調査後の取扱いについては行政当局の判断によるのを妥当と考える。」となっている。この見解にもとづいて市は関係者と慎重に協議した結果、伊場遺跡の保存と市民福祉

の増進にかかる高架事業を両立する方法で推進することに、その取扱方針を決定したのである。そこで、伊場遺跡の取扱方針の決まったあとの高架事業用地のうち、未調査部分を第六次調査として十月から、さらに昭和四十八年七月からは第七次調査を、それぞれ継続的に実施してきた。そして、昭和四十九年十一月末日をもって、予定された調査をすべて終了したのである。調査結果はすでに概報した通りであるが、まず東部地区については、第四次調査で確認されていた溝が、三重の環濠として集落をめぐること、濠内から丹塗の短甲状木製品を発見したこと、北と西に別区を設けて方形周溝墓らしい遺構がみつかったことなどが、大きな成果といえよう。また、西部地区では掘立柱の建築遺構が追加確認され、大溝からは五十点の木簡が検出された他、絵馬も発見されて、遺物の内容は多彩をきわめたのである。

そして、昭和四十八年二月二十七日に、静岡県教育委員会は、浜松市の申請に基づいて、指定地の一部を解除する決定をしたが、さらに調査の進捗情況を勘案しながら、文化庁と協議を重ね、昭和四十八年十一月二十一日に残りの指定地も解除し、十一月二十七日付の県公報に告示した。そして翌年からは、事業用地内において、高架関連の工事が始っている。

浜松市としては、事業用地の北側に保存用地を確保し、その一角に昭和四十九年度事業として「伊場遺跡資料館」を建設し、昭和五十年七月一日から一般に公開している。今後は保存用地内の調査を進めながら、整備を行ない、遺跡公園として活用をはかる計画を立てている。

以上簡単に伊場遺跡に関する経過説明をしたが、この間、各方面にわたる関係の皆様のご理解とご協力をいただき、まことに感謝に堪えない。特に団長の斉藤忠先生をはじめ、顧問の坂本太郎、樋口清之、長田実、福山敏男の各先生方には、筆舌に尽しがたい感謝の念でいっぱいである。ここに厚く謝意を表するしだいである。

本書は、伊場遺跡の正式な学術調査報告書第一冊として刊行するものである。遺構・遺物等すこぶる豊富な内容をもっているので、とても、単年度では刊行できないからである。今後何年かにわたって、分冊の形で順次必要な報告書を刊行し、調査の成果を市民、国民に還元する責を果したい考えである。

昭和五十一年三月二十日

浜松市教育委員会

教育長　相佐明一

目次

概要
一　出土地点と出土状態……(1)
二　木簡の形態と記載内容……(6)
三　木簡の年代観……(8)
四　伊場木簡をめぐる二、三の問題……(10)
A　地名について
B　人名について
C　駅制関係史料について
参考文献……(16)
釈文……(17)
挿図
第1　伊場遺跡遺構配列図……(2)
第2　大溝断面図……(5)
第3　大溝内地点別……(5)
第4　古代の浜名湖推定図……(13)
図版　別添帙入
写真図版　十八葉
木簡類実測図　十九葉

凡　例

一、本書は、伊場遺跡の正式な学術調査報告書の第一冊として刊行するものであり、今後遺構・遺物の整理が進んだところから、報告書を順次分冊の形で刊行して行く予定である。

一、第七次発掘調査までの出土木簡は、すべて本書に収載した。

一、木簡の番号は、これまで発見順にしたがってきたが、本書では出土層位を基準にして、記載内容も参考に配列し直すことにしたので、ほぼ古い順になっている。旧番号は、釈文の下に註記した。

一、概説と木簡の補注は、すでに刊行した『伊場遺跡出土文字集成（概報）』（一九七一）と『同(二)』（一九七三）を参考に、調査団の調査主任向坂鋼二がまとめた。

一、釈文は、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部史料調査室長狩野久氏による。

一、釈文の下に記載した数字は、長×幅×厚の法量をセンチメートルの単位で示しており、欠損しているものは、現存部分の法量を括弧で示した。

一、法量の左側、旧番号の上の二桁の数字は、本書概要表2による木簡の形態を示し、0は折損していることを示す。

一、釈文の表記法は、『平城宮木簡』一（一九六九）に準拠したが、折損している場合については、次の表記法を用いた。

□、〔　〕　墨痕があって、明らかに上または下に、少なくとも一字以上の文字を確認できる場合

一、図版写真は、平城宮跡発掘調査部の佃幹雄氏の撮影したものである。

一、実測図は、調査主任の向坂鋼二と調査員の八木勝行が作成した原図に基づいて、八木勝行が清書したものである。

概　要

一、出土地点と出土状態

伊場遺跡は、東西三〇〇メートル余り、南北は一三〇メートル以上の範囲に拡がっている。従来の調査を通じて、東西の限界は確認されているが、南北については明らかではない。南側は、現在の東海道本線より若干南へ及ぶとしても、大幅に拡がることはないだろうが、北側は少なくとも掘留運河跡の北へ続くことは、第五次調査で明らかであるから、遺跡の規模は四万平方メートルを大きく上回るであろう。

遺跡のほぼ中央で、行政区画が異なっている。東側が浜松市、西側が浜名郡可美村であるが、遺跡も、そこで、東部地区と西部地区に分けることができる。

東部地区では、埋没した古い砂丘の頂部を中心にして、集落跡が発見された。その出発点は、数片の縄文式土器、磨製石斧一点、打欠石錘二点、黒耀石製石鏃一点、黒耀石剝片一点という僅かな資料によって、縄文時代に求めることができる。しかし、その後、継続的に集落の営まれた形跡はないし、その時代の遺構も発見されていないから、縄文時代に集落が形成されていたと推定することは、無理であろう。

弥生時代後期に入ると、砂丘頂部をめぐって、三条の環濠が掘削され、環濠の内側には無数のピット群が残されている他、北側と西側には方形周溝墓と思われる遺構も発見された。環濠の平面形は不整形で、東西、南北とも外径一四〇メートル前後であり、中溝の延長が四〇〇メートルはあろうか。濠内から大量の土器群が出土し、それはほとんど単一の型式に属する。発見当時の報告書（国大一九五三）では、伊場第一様式と呼ばれ、その後一般に「伊場式」の名で知られる後期前半の土器群である。土器以外では、丹塗の短甲状木製品を含む数点の木器や太形蛤刃石斧などが出土した。後期後半の土器群も出土しているが、その量は少ないし、遺構も確認できる例はほとんどない。したがって、弥生時代後期前半で大規模な「ムラ作り」が行なわれて、活気にあふれた集落が出現したが、後期後半以後衰退したものと推定される。

古墳時代に入っても、中期前半ごろまでは顕著な動きがみられない。ただ、居住範囲はかつての環濠の内側に限定されず、大溝と呼ぶ小川の跡の東岸近くにも拡大している。これが中期後半になると、西部地区一帯に、散在的ではあるが、住居跡群が残されている。祭祀跡もあり、高床式の倉庫跡らしい遺構もみつかっている。東部地区にも数は少ないが住居跡がある。さらに後期に入ると、かまどをもつ住居跡群が、東部地区に密集してくる。つまり、古墳時代の中期後半以降、伊場集落は再び活気を取り戻し、居住範囲が拡大もしたのである。そして、東部地区は、六世紀代を最後に集落は姿を消し、鎌倉時代に居住の対称となったこともあるらしいが、遺構として残されるものもなく、遺跡としての終末を迎えたのであった。

昭和二十四年、一中学生によって発見され、一部調査もされて、学界に伊場遺跡として紹介されたのは、この東部地区であった（国大一九五三）。そして、その一部が昭和二十九年三月二十二日に静岡県指定史跡に指定されてきたが、東海道本線高架化事業に関連して、ここに電留線、引込線、電車基地等が建設されるため、昭和四十八年十一月二十七日付で指定が解除された。

これに対して、西部地区は、昭和四十三年に行われた第二次調査（浜教委・遠考研一九六八）によって、局部的な遺物包含層がみつかり、第三次調査（浜松市遺跡調査会一九七一）において、その遺物包含層中から、木簡五点を含む各種遺物が発見されて、にわかに注目を浴びてきた地区である。以来第四次調査（浜松市遺跡調査会一九七二A、同一九七二B）、第五次調査（浜松市遺跡調査会一九七三）、第六・七次調査（浜松市遺跡調査会一九七五）を経て、この西部地区には、小川跡と思われる大溝が貫流しており、その東西両岸に古墳時代の竪穴住居跡群や、律令制時代の掘立柱建築遺構群が遺存することが判ってきたのである。特に、大溝の中から木簡が七七点発見され、墨書土器一五〇点余とともに、掘立柱建築遺構群の性格をめぐって、学問的な議論の多いところである。

西部地区も、平安時代中期までは遺物量が多いが、それ以降は活動が停止したらしく、鎌倉時代には、浅くなった大溝の埋立工事が行なわれた形跡さえある。

以上が遺跡の概要であるが、すでに述べたように、木簡は大溝中から出土しているので、まず、大溝の堆積状況を述べなければならない。挿図第二は、大溝の横断面を

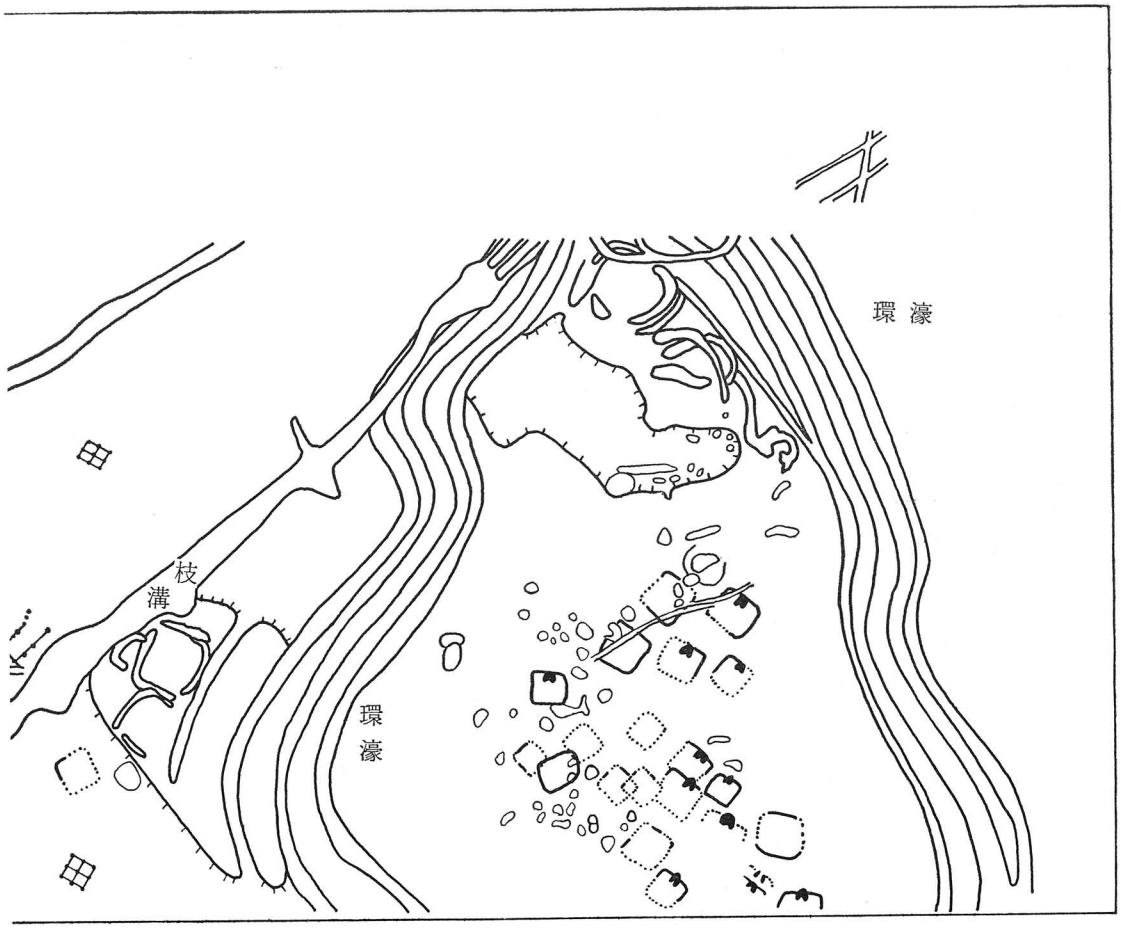

挿図第1　伊場遺跡遺構配列図

いくつか観察したうちの、北側①と南側②二か所を選んで図化したものである。両者を比べると、かならずしも同じ堆積状況とはいえないが、それぞれを、いくつかの層群に分けてみると、共通性がみられる。①の1・2と②の1は、水田耕土でⅠ層とする。①の3と②の2は、鎌倉時代と推定される時期に埋立工事を受けたらしく、黒色の有機粘土層中に、青色粘土のブロックを含んでおり、その青色粘土ブロックの中には、須恵器を混ずることがあった。これをⅡ層とする。次に①の4と②の3は、草炭層で生々しいほどの植物遺体だけが堆積している。これをⅢ層とする。次に①の5～7と②の4～8が対応している。部分的に草炭質になっていることもあるが、総じて緻密な有機粘土層である。平安時代の土器が包含されているので、この時代の堆積であることは明らかであるが、細分される層位によって、遺物の上にも年代差が認められるかどうか、もう少し検討の要がある。これをⅣ層とする。次に①の8～14と②の9～16が対応し、これをⅤ層とする。酸化の進んだ状態では、Ⅳ層との区別がつけられないが、新鮮な断面で観察すると、かなり明瞭な差が判る。有機質の粘土層ではあるが、Ⅳ層に比べて粘性に欠け、逆に砂質を帯びる他、植物遺体が分解しないで混入することが多く、下層に行くにしたがい、砂と粘土と植物遺体の薄い互層をなす場合が目立つのである。新鮮な断面ではⅣ層より青色がかって見え、やや時間を置くと、混入する植物遺体のために、Ⅳ層より早く黒変する。このⅤ層は、奈良時代の堆積であるが、下層部分は、七世紀末頃までさかのぼるらしい。また、Ⅴ層中には特に遺物の包含が目立つ。

Ⅴ層以下の堆積は、偽層が多く砂層が目立ち、相互の対応関係を把握するのがむずかしい。①では15をⅥ層としているが、②ではこれに対応する層がない。Ⅵ層は顕著な砂層であるから、②でⅦ層とした中に対応する層が含まれているのかも知れない。①の16～20と②の17～20は、ほぼ対応するとみられ、Ⅶ層とするが、砂、粘土、有機粘土などが、厚薄雑多に入り乱れ、偽層が目立つ。含まれている土器は、古墳時代後期後半が主体で、これより古いものも若干混入している。また、①の21と、②の21～26もほぼ対応すると思われるが、包含する土器では、両者の対応関係は確定できていない。Ⅶ層と同じく、砂、粘土、有機粘土などがとりどりに重なり合い、あるいは切り合っていて、全体として包含する土器は古墳時代後期前半のものを主体としている。Ⅶ層より古い堆積であろう。Ⅶ層中には護岸工事らしい杭列があり、Ⅶ・Ⅷ層に

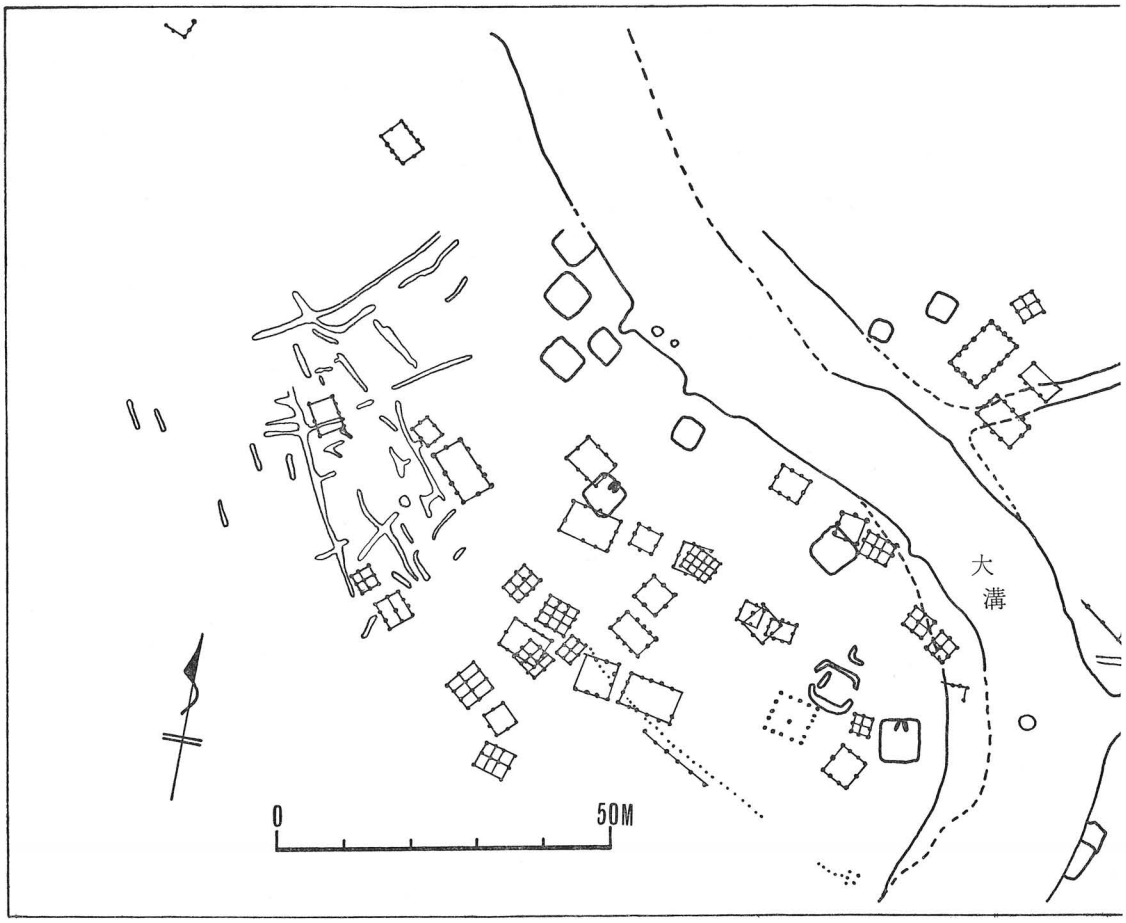

は流木がかなり多い。なお、①ではここまでが大溝内の堆積であるが、②ではさらに27があって、Ⅸ層としている。この辺になると、大溝の形成過程との関連が生じてくるので、もう少し検討してみたい。

以上の堆積状況を基に、大溝の消長を推定してみると、大溝は、弥生時代のころにすでに窪地を流れる小川として存在していたらしいが、古墳時代中期末から、後期の七世紀前葉ごろには、かなりの水流があって、大きな流木や砂礫が運ばれ堆積した。蛇行部分では岸を洗い崩して、集落にまで影響することがあり、護岸工事も行なわれた。しかし、七世紀後半になると、なぜか流れがなくなり、あってもごくゆるやかに変ったらしく、大溝内の堆積状況は、一変して有機粘土層を主体とするものになった。奈良時代にはそれでも、多少砂質を帯びていたが、平安時代には完全な泥炭層となり、やがて草炭層に変り、小川としての機能さえ停止してしまった。そして鎌倉時代には、埋立工事が行なわれて、水田化されてしまったと推定される。

木簡は、以上の堆積層の内、Ⅳ層に少量、大部分はⅤ層から、そしてわずかにⅥ層から検出されている。いずれも、他の遺物群に伴出しているが、小川跡と推定される大溝中のことであるから、その出土状態に、どれほどの意味があるか、定かでない。木簡は多くの場合故意に折ったり、割ったりしたと思われる状態を示しているが、断片が接合した例は三例しかなく、内一例は第十四号木簡のように、相互に六〇メートルも離れて発見されたりしている。小川に投棄されたものが、水流や風などの影響でかなり移動したことは考えなくてはならないであろう。しかし、堆積状況が示す通り、奈良時代以降、ほとんど流れはなかったらしいから、相当の遠距離から流れ着いたというものではなかろう。とにかく木簡の出土地点を図版第一に示して、参考に供することにしよう。

すでに述べたとおり、Ⅴ層堆積以降堆積物の状況は大きく変り、砂を主としたⅥ～Ⅷ層に対して、Ⅳ・Ⅴ層は泥炭層である。そしてその段階（律令制時代）には、大溝の両岸にいくつかの杭列群が打たれ、そこには貝塚が残されることが多かった。また、遺物もそうした地区には特に集中して発見された。おそらく、食物残滓の投棄だけでなく、不要品もまとめて、これら杭列付近に捨てられたものであろう。もしこうした出土状態に意味があるとすると、その付近で出土した木簡も、一応は、それらの遺物群と一緒に投棄されたものとみることができる。この観点は、一見前段での記述

と矛盾するかも知れないが、無秩序に見える木簡の検出状況に対して、何らかの意味付けをしたいと思うからである。挿図第三にOAからOIまでの記号で示したのが、そうした杭列群や貝塚を基に認定した地点区分である。それぞれの地点に属するとみられる木簡は、次表のとおりである。

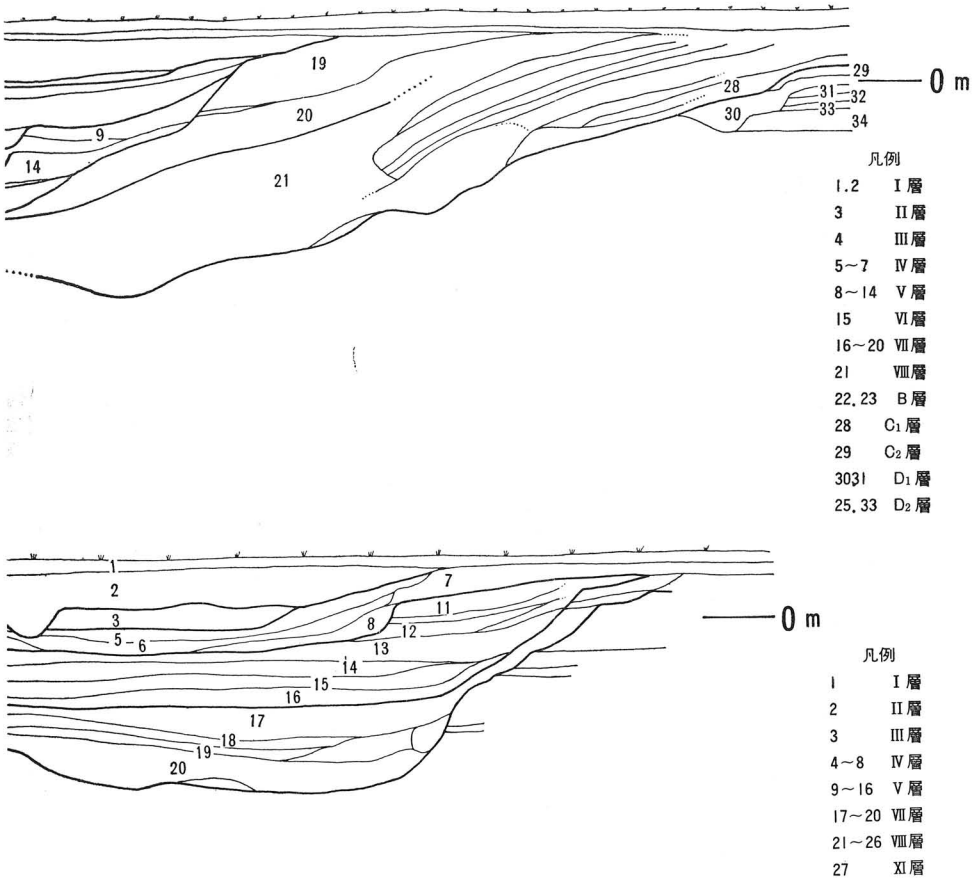

地点	木簡
OA I	第八号・第三十三～三十六号・第六十八号
OA II	第六号・第十号・第三十七号
OB	第三十八号・第六十七号
OC	第十六号・第二十八号・第七十六号
OD	第九号・第十七号・第三十一号・第四十一号・第四十二号
OE	第七号・第十四号・第十五号・第三十九号・第四十号
OF I	第十一～十三号・第七十四号・第七十五号・第七十七号
OF II	第三号・第四十四～四十九号・第五十一～五十四号
OG	第四号・第五号・第二十～二十六号・第二十九号・第三十号 第四十三号・第五十号・第五十五～五十八号・第五十六号
OH	第一号・第二十七号
OI	第二号・第五十九号・第六十号・第六十九～七十三号
枝溝1	第十八号・第十九号
枝溝2	第三十二号・第六十一～六十五号

表1　出土地点別木簡分類表

この試みが適切かどうか、各地点での出土遺物全体の検討が済むまで何ともいえないが、この表による限り、OA・OF・OG各地点の出土例が多いことが注目される。

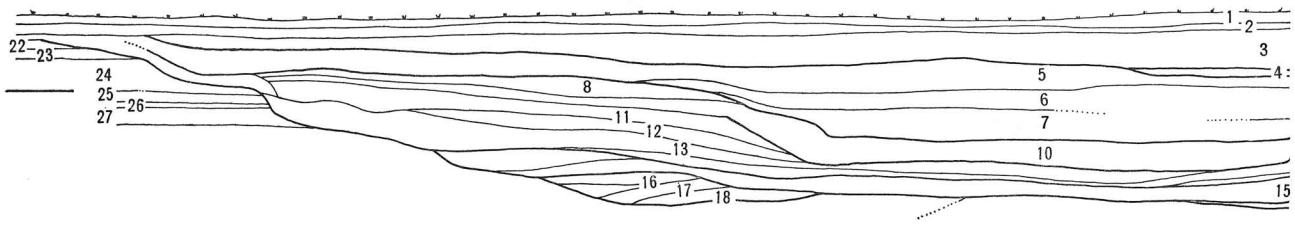

①ハ区大溝断面図S＝1/80

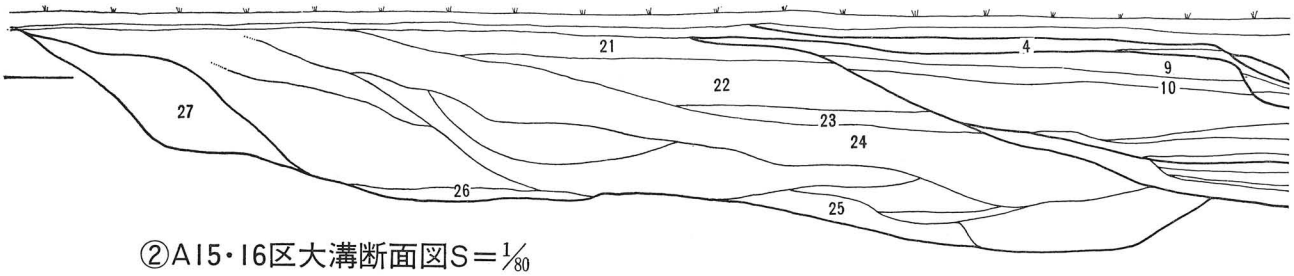

②A15・16区大溝断面図S＝1/80

挿図第2　大溝断面図

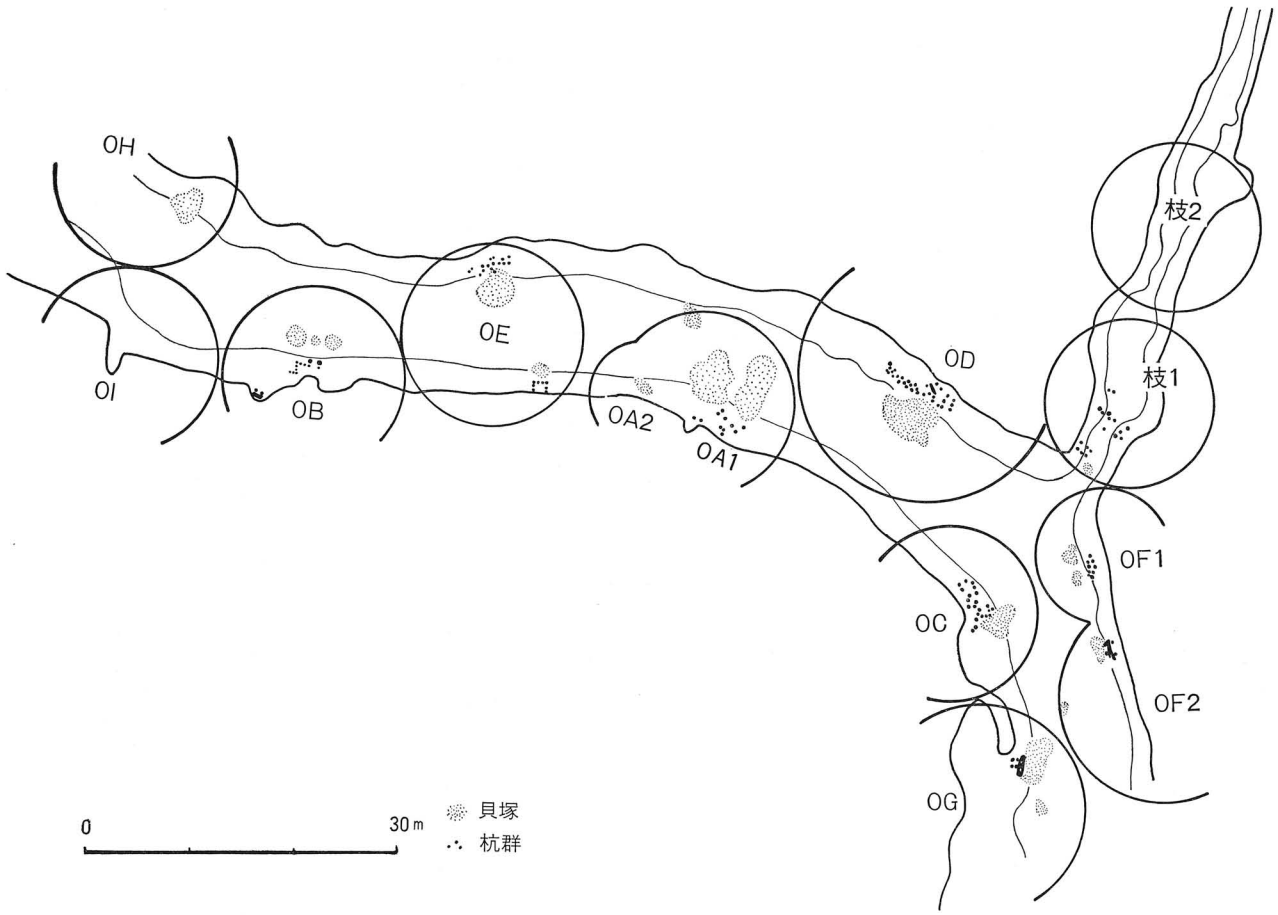

挿図第3　大溝内地点別

二、木簡の形態と記載内容

伊場遺跡出土の木簡は、総数七十七点、別に墨書のある人形が一点、陰刻の文字のある曲物が二点あるから、文字の記されている木製品は八十点に及ぶ。木簡は大半が断片で完存例は少ないが、形や大きさはそれぞれ差があって、一定の規格はみられない。そこで、大小の差を問わないで、上端と下端の整形の仕方をそれぞれ分類し、その組み合せで、伊場木簡の形態分類を試みた。表2はその分類法を示す。

大きさでは、最大が第十四号木簡で、全長一四六・五センチ、ほぼ完存しているとみられる。次は第二十一号木簡で、現存長一一六・五センチ、上端が折損しているから、もとは第十四号木簡ぐらいの長さはあったものと思われる。この二点は、わが国発見木簡中、最大のものである。最小は第四十七号木簡で、長さ六・二センチである。

形の上では、上端が1の整形、下端が2の整形になる、12形式が最も多い。次いで11形式、21形式、41形式、52形式と続き、23形式や53形式は少ない。また、全形は判明しなくても、上下いずれか一方が完存する例でみると、上端は方頭（1形式）の場合が多く、下端は方頭と尖頭（2形式）が相半ばしている。したがって、伊場木簡では、12形式が特徴的であり、11形式や21形式が、これに次ぐといえるようである。以上の関係を表3に示そう。

木簡の内容に関しては、文辞の完結していないものや、意味のとれないものが多いので、その内容を分類するのは困難である。平城宮木簡の分類に準じて、可能な限りの類別を行なってみると、次の通りである。

A　文書風の記載のあるもの

律令制時代の文書は、公式令に定められた書式に従うことになっていたが、木簡の場合には、厳格な書式通りのものの他に、公式令の書式に似たもの、あるいはこれを簡略化したものなどが含まれているといわれる（奈文研一九六九）。伊場木簡の中には、公式令に定めた通りの文書と思われるものはない。第十八号は、□□郷長里正等にあてた文書らしいが、記載内容は、大郡とあるだけで以下欠失しているので、不明という他ない。第三十号は、美濃関を経て京（おそらく平城京）に向うための過所に似た木簡であって、裏面に三河国の駅名を列記してある。しかし、これは、公式令の過所式に定められている書式ではない。文書風の木簡の第三は、第三十七号木簡であるが、墨が薄くて文意が汲み取れない。

B　帳簿・伝票の類と思われるもの

帳簿らしいものが四例ある。第十一号木簡は、右面に数字があり、左面に縦横の罫線を入れて人名を列挙している。性格は判らない。第十七号木簡は、上下左右とも欠損しているので、やはり性格は不明であるが、何段かに地名が列記されている。第二十一号木簡は、上端が欠失し、左右は割り取られているらしいが、三ないし五行にわたり、七段以上に人名と、その下に「屋」とか「椋」の数量を記載しているので、これを『屋椋帳』木簡と名付けた。ここに名を連ねるものだけで、五十数名をこえるが、注意してみると、表の五段目第一行に駅□人とあり、次の段の中行に「加□（江カ）□五十戸人」と記す。つまり、敷智郡全域の屋椋を列挙した帳簿の可能性もある。もう一点は第五十二号木簡で、これも上下左右にもっと続いていたものを切断して、何かに再利用したものらしい。これには戸主名と束数が記載されている。戸主の上に馬主を冠した者があり、牡馬の字も見える。やはり何かの帳簿と思われる。

また、第十九号と第七十三号の木簡は、相似た形態（52形式と12形式）をしており、書式も郷名の下に人数を記載していて共通性がある。これらは、伝票の類ではなかろうか。

C　地方官衙に集められたり、中央政府に貢進されたりする荷物の荷札・付札と思われるもの

第四十号木簡には「若倭部五百国布二丈八尺縹」と表裏に書きわけてある。調庸いずれかの布に結びつけられた荷札と思われる。布に木簡を付けた例はないというから、これは唯一の例であるが、地方官衙に集荷されるまでは、木簡が付けられ、そこで改めて布に墨書されてから、中央へ運ばれたのかも知れない。郷名すら記載してな

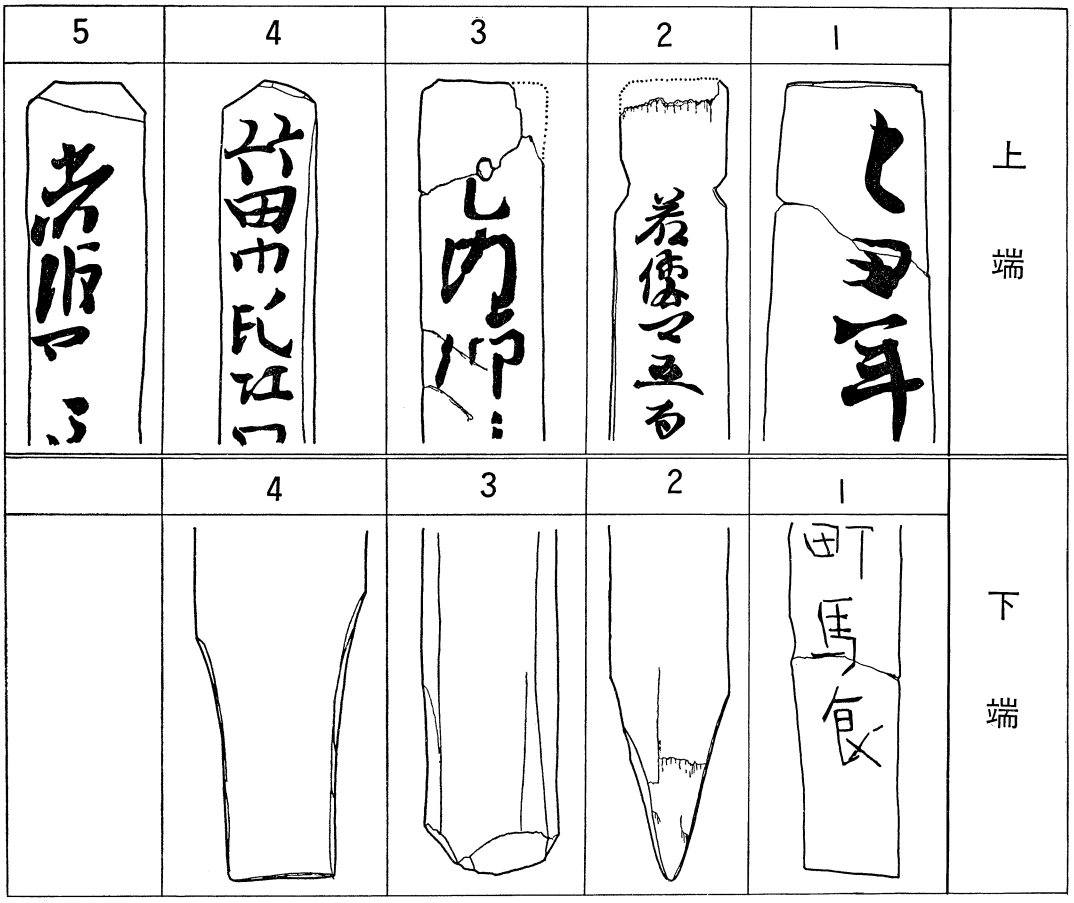

表2　木簡形態分類表

上下欠損品	欠損品									完形品								形式
	下端部				上端部					5	5	5	4	2	2	1	1	
	4	3	2	1	5	4	3	2	1	3	2	1	1	1	3	2	1	
57・58・60・65・69・70 11・15・17・20・24・25・26・33・35・41・43・44・48	12		2・14・16・55・66・74・76	21・29・30・34・37・46・68・71	18・27・50・72	42	67	36	1・3・4・5・7・8・22・23・31・59・63・64	47	6・19・54	9・45	10・77	28・39・40・75	38	32・49・51・53・56・61・73	13・52・62	木簡
19	1	0	7	8	4	1	1	1	12	1	3	2	3	3	1	7	3	例数

表3　木簡の形態分類度数表

いのも、そのためと解すれば理解し易い。これほど明瞭ではないが、荷札と思しき木簡はかなり多い。

第七号、第九号、第十号、第二十七号、第三十一号、第三十二号、第三十三号、第三十四号、第四十号、第五十四号、第五十六号、第六十七号、第七十号の各木簡は、記載内容が必ずしも明らかといえないが、荷札の類と推定するのが最も妥当と思える。中でも第三十四号木簡は、「付」と推定できる文字を含むところから、文言通り「御使」に付けて進上した物品の荷札と考えてよいだろう。また、第三十六号と第三十八号と第七十五号の木簡は、形態上、第四十号木簡に類似しており、文字はみられないが、荷札として使われたとみて間違いなかろう。ただこのように、荷札とみるのに有力な例を除くと、いずれも下半部を欠失するか、全形を知り得るものでは、下端部が尖頭（2形式）を呈し、上端には切り込みがない。したがって、たとえ荷札としても結びつけるというものではなく、突き刺して用いたものと考えられる。

なお、浜松市遺跡調査会一九七一Aと同一九七三Aにおいては、地方官衙内部での物品の保管・管理用の付札と思われるものという類別をたてたが、前段の荷札との区別を明確にできなかったので、この類別は止めて、荷札・付札として一括することとした。

D その他

以上の文書、帳簿、荷札付札といったものの他に特別なものとして、呪符、題箋、習書、墨書人形などがある。呪符は、二例あって第三十九号木簡が著例である。百怪呪符という書出しで、文末に急々如律令という呪語を記している。文意は難解だが、止雨を祈念したものらしい。もう一点第六十一号木簡は、形態は12形式であるが、頭左右に斜め上からそぐように刻みを入れた、斎串という祭祀用の木製品に墨書したものである。文末の一字が特殊な意味を持つ呪語らしいが、解読できない。おそらく病治癒の手段を示していると思われる。

題箋としたのは、第七十七号木簡で、頭部を圭頭に作り、巻物の芯にさしたものではなかろうか。「延長二年」とだけ記す。

習書木簡も一例で、第十二号がそれである。伊場木簡中第三位の大きさで、第十四号や第二十一号のように、側辺に三角形の切り込みが入っている。

墨書人形は、伊場遺跡では木簡に含めていないが、表に人面を墨画し、裏に少なくとも二字を認めるが、残念ながら「敷□」としか読めない。

以上の他は、断片であったり、読めない部分が多かったりで、記載内容は不明である。

三、木簡の年代観

木簡の年代を知るには、いくつかの手がかりがある。その第一は木簡自身に記された年紀である。年紀のある木簡は次の九点である。

第三号　□□年（辛巳カ）□月（正カ）生十日柴江五十戸人若□
第四号　己丑年八月放□
第七号　辛卯年十二月新井里人宗我部□
第八号　乙未年十月
第九号　乙未年入野里人君子部
第三十一号　烏文□刑部石□
第三十二号　天平七年
第三十三号　□□□（入野中カ）部竜万呂　天平七年
第七十七号　□伊福部□天平□
第七十七号　延長二年

これらは大きく三群に区分できる。①大宝以前のもの、②奈良時代のもの、③平安時代のものの三つである。次に第二の手がかりは里制→郷里制→郷制という制度の変遷（岸一九七三）に注目してみることができる。

第二号　□文（哀カ）里百十
第六号　□□□□□（竹田ヵ・十戸人カ）
第十四号　敷□□（郡カ）□（東）□里
第十七号　□田里　□□□　□□　竹田里　□□□
第四十六号　□□□□□（竹カ）里

第十号　竹田□□江里□□□

第十八号　□□〔竹田カ〕郷長里正等大郡□

第七十号　□上里戸主海部曽□

第十九号　浜津郷□□子二人

第二十一号　駅□人、□□〔江カ〕五十戸人

第三十号　浜津郷□人

第五十号　赤坂郷□

第五十四号　赤坂□〔郷カ〕戸主刑部□□□□

第六十七号　□〔内カ〕□郷戸主石部□

第七十三号　柴江郷一人

これらは、第二号から第四十六号までの、①里制に基づく表記法に従うもの、第十号、第十八号、第七十号の、②郷里制に基ずく表記法に従うもの、第十九号以下の③郷制に基づく表記法のものとに三区分できる。しかし①の中には、大宝以前の評里制下の里と、大宝以後の郡里制下の里の両者を含む可能性があり、また、③の中には郷里制下にあっても里名を欠く場合を含んでいるかも知れない。なお、第五号木簡には、「代」という用字があって、かなり古そうな木簡であり、第三十号木簡の裏面には山豆奈（『延喜式』では、山綱と記す）と三字で駅名を記しているが、これが神亀三年の、地名を二字に改める以前と解せられるとすれば（坂本一九七五）、この木簡を西歴七一五年から七二六年までの十二年間に限定できる。

第三の手がかりは、発掘による層位的観察の結果であって、木簡はⅣ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ層までに含まれていた。第一号木簡は、ＯＨ地点の第Ⅶ層から出土した唯一の木簡で、層位的には最も古い。大溝の底であるが、何かの事情で、この部分だけがⅤ層の落ち込みになっていたのでなければ、層位には間違いがない。これを信頼すると、七世紀中葉を下らないことになるので、問題の多い木簡である。次の第Ⅵ層（もしくはⅦ層相当層）出土の木簡は、三点あって第二号木簡がＯＩ地点、第三号木簡がＯＦ地点、第九号木簡がＯＤ地点から出土している。この内第九号には土器の伴出がないが、推定どおり「辛巳年」であれば、天武朝にさかのぼることになる。第三号には土器が伴出しており、第Ⅳ型式後半の須恵器の特徴をもっていた。

第Ⅳ層出土の木簡は数が少なく、確かな例は第四十三号、第六十九号、第七十四号～第七十七号の六点にすぎない。したがって、以上の残りはすべて第Ⅴ層出土ということになる。第Ⅴ層は奈良時代の堆積であるから、木簡の大部分は奈良時代のものであることが判る。

以上の検討を行なった結果、伊場木簡は、次のように年代的な編成をすることができる。

第Ⅰ群　伊場木簡中古いグループ

a　層位的にも年紀の上でも大宝令施行前と確定できる木簡……第一号～第四号、第六号～第九号

b　里制に基づく表記法で地名を記した木簡および用字や書式に古様の認められる木簡……第五号、第六号、第十四号、第十七号、第四十六号

第Ⅱ群　伊場木簡の主体を占める奈良時代のグループ

a　郷里制に基づく表記法で地名を記した木簡および年紀によって同時期と認められる木簡……第十号、第十八号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十三号第七十号

b　第Ⅴ層出土の内で、より下層から検出されていて、奈良時代でも古いと推定される木簡……第十一号～第十七号、第十九号～第二十九号、第五十二号～第五十八号

c　第Ⅴ層出土の内で、より上層から検出されていて、奈良時代でも新しいと推定される木簡……第三十四号～第四十号、第四十七号～第五十一号、第五十九号～第六十六号、第七十一号～第七十三号

第Ⅲ群　伊場木簡中新しいグループ

第Ⅳ層より出土し、平安時代の木簡といえる例は少ない。第四十三号、第六十九号、第七十四号～第七十七号などは、第Ⅳ層出土と確認できる。第四十一号、第四十二号、第六十七号、第六十八号等は、取り上げ時点の記録ではⅤ層出土となっているが、その後の調査で平安時代の大溝改修が、意外に深くに及び、その流路に相当する地点での検出であるから、平安時代に下げておく方が妥当と思われる。

四、伊場木簡をめぐる二、三の問題

伊場木簡については、従来その意義を啓蒙的に取り上げたり、問題となる木簡だけを個々に論じたりしたものはあったが、これを全体として総合的に論じたものはまだない。特に、古代史研究にとって問題提起となった木簡だけが強調されて、浜松地方の地域史構成に生かそうとする視点或いは伊場遺跡という遺跡自体に対する真の認識が、不足していた。発見後まだ日が浅いし、伊場遺跡の調査も継続中であるから、地域史研究にとって消化し切れないのも止むを得ないが、その視点で伊場木簡を整理しておこうと思う。

A　地名について

伊場木簡には、地名を記載したものが含まれている。この点に注目して、浜松市遺跡調査会一九七一と同一九七三では、若干地名考証を行っている。地名記載の木簡は次の二十二点である。

第二号　□〔衰カ〕文里
第三号　柴江五十戸、
第六号　□□〔竹田五十戸カ〕□□□
第七号　新井里
第九号　入野里
第十号　竹田□□江里
第十四号　敷□□〔郡カ〕□〔東カ〕□里
第十七号　□田里　□□　竹田里
第十八号　□□〔竹田カ〕郷
第十九号　浜津郷
第二十一号　駅□、□□〔江カ〕五十戸
第二十七号　駅家
第三十号　浜津郷
第三十一号　烏文□
第三十二号　□□〔入野カ〕
第四十七号　和治
第五十号　赤坂郷
第五十四号　赤坂□〔郷カ〕
第五十六号　栗原
第六十七号　□□〔内カ〕郷
第七十号　□上里
第七十三号　柴江郷

以上の他に、第十三号木簡に「山代国」とか、第三十号木簡に三河の駅名とか、第六十八号に「都奴我」とかを記してあり、墨書土器中にも地名記載の例があるが、それは一応除外する。

従来、地名考証は、『倭名類聚抄』（略して『和名抄』とする）に基づいてきた。『和名抄』は、遠江国敷智郡の郷名を、次のように記載する。

蛭田比留多　赤坂阿加佐加　象島　柴江之波江　小文　竹田太介多　雄踏　尾間於万　和治　浜松波万々都　駅家

高山寺本では、象島を象嶋、雄踏を雄蹋、尾間を海間、浜松を浜津と書き、駅家を除いている点などが相違している。この順序で伊場木簡と対比して行くと、蛭田については確実な例がないが、第十七号木簡の「□田里」は、蛭田里であった可能性があり、別の史料では平城宮木簡の中に「蛭田郷中□里」という例がある。蛭田郷の位置は不明である。

赤坂については、第十七号木簡の「□□」が、字画からみて赤坂里らしい他、第五十号と第五十四号に、「赤坂郷」と記している。赤坂郷の位置については、浜松市伊佐地町に「赤坂平」という地名がある。今でこそひらけているが、台地の上であって、奈良時代に人の集住した場所とは思えない点にやや問題が残る。

象島郷については、これをキサジマと訓み、浜名郡舞阪町に式内社の岐佐神社があったとする考証があって（内山一七九九）、古くから、舞阪付近に当てる説が行なわれてきた。しかし、伊場木簡では象島という地名は確認されていない。

柴江郷については、第三号木簡に「柴江五十戸」、第七十三号木簡に「柴江郷」と記してある。一里は五十戸であったことから、柴江里と書くべきを、柴江五十戸と書いたのであろう。第二十一号木簡の「□□(江カ)五十戸」も、江が確かならば、柴江五十戸の可能性が強いだろう。柴江郷の位置についても、確かな史料はないが、『弘法大師全集』第五輯にのせる「遠江浜名淡海図」には、「柴江堤防遶巽」の一句がある。巽とは東南のことである。この記事に根拠があるとすれば、湖心から東南の方向に柴江郷の故地を求めることができるが、象島郷との位置関係とからんで、確定はむずかしい。

小文郷については、これをヲフミと訓んでよければ、第二号木簡の「□(袁カ)文里」と対比し得る。小文郷の位置も不明である。

竹田郷については、第六号木簡の「□□□□□(竹田五十戸カ)」、第十号木簡の「竹田□□江里」、第十七号木簡の「竹田里」、第十八号木簡の「□□(竹田カ)郷」と、四例を算える他、墨書土器にも「竹田郷」と記すものが二例含まれている。また、正倉院に残っている調布の銘に「遠江国敷智郡竹田郷戸主刑部真須弥調黄絁六丈　天平十五年十月」とあることは、よく知られている。しかし、竹田郷の位置がどこであるかについては、定説がなかった。それが、伊場遺跡の調査によって、竹田関係の史料が多く発見され、特に移動の少ないと考えられる墨書土器二例が、大溝縁から出土したことから、この伊場遺跡の近くを、竹田郷と推定することが有力になったのである。

雄踏郷については、第三十一号木簡に、「烏文」とあり、ウフミと訓むのであろうから、雄踏との対比が可能である。雄踏郷は今日浜名郡雄踏町宇布見に、よくその名を残している。

尾間郷は、高山寺本では海間と書き、阿万と訓じている。古代の地名によく出てくる海郷とか海部郷などと同じく、海浜の漁業専業集団の集住していたところと推定してよいだろう。第七十号木簡に出てくる「海部曽□」や、墨書土器に記された「海部屎子女」などの本貫地とみられる。尾間（海間）郷の位置についても、確かな文献史料はないが、村櫛半島に新しい時期（奈良時代以降）の貝塚が多く分布している点を注目したい。

和治郷については、第四十七号木簡に「和治」とある。郷字もしくは里字を欠くが、地名とみてよかろう。浜松市和地町に旧名をとどめている。

浜松郷は、高山寺本では浜津と書く。木簡でも第十九号と第三十号に「浜津郷」と明記されている。もと浜津であったものが、いつのころからか、浜松と書かれるようになったのであろう。浜津とは浜の津（港）のことであるから、遠州灘に面した浜のどこかに港があったところから出た地名と思われる。そこで最も有力なのは、馬込川の川口付近、米津町から田尻町にかけての辺ではなかろうか。馬込川は、奈良時代に麁玉川と呼ばれた天竜川の旧河道の名残りと推定され、敷智郡の東堺をなす。

駅家郷については、第二十一号木簡に「駅□」、第二十七号木簡に「駅家」、第五十六号木簡に「栗原」と記され、墨書土器にも「栗原」と記した例がある。駅家郷の成立過程についてはなお議論が分かれているようであり、敷智郡の場合、高山寺本では駅家郷が登載されていない。駅家郷の位置を考えることは、後述する栗原駅の問題と関連するので、ここでは触れない。

以上のように、『和名抄』に載せられた郷名は、象島と尾間の二郷を除き、ほぼ伊場木簡との対応関係を認めることができた。したがって、伊場遺跡付近にあったと推定される地方官衙の行政権は、遠江国敷智郡の全域に及ぶものであったことを知ることができる。ところが、伊場木簡にみる地名は、以上につきるわけではない。第七号木簡の「新井里」、第九号と第三十二号の「入野里」、第十四号木簡の「□(東)□里」、第六十七号木簡の「□□(内カ)郷」などが、まだ残っている。入野里と□(内カ)内郷は、ともに『和名抄』の郷名には入っていないが、入野里は、今日浜松市入野町として存在する。□□(内ヵ)郷については全く手がかりがない。□□(東カ)里も同様である。ただこの方は、地名でなく、距離を示している可能性もある。そこで問題は、新井里である。

新井里は、天平十二年の『浜名郡輸租帳』に、新居郷の名で出てくる地名と同一であろう。したがって七世紀末の辛卯年まで、その地名をたどることができたのであるが、新居郷は浜名郡に属していたから、何故に、新井里の木簡が敷智郡（辛卯年段階では敷智評であったはず）下に残っていたのであろうか。これは、二つの方向から解決できそうである。まず、伊場遺跡の発掘調査によると、古墳時代中期のころ、この付近は少なくとも二～三メートル、今日より相対的に地盤が高かったと推定され、奈良時代のころでも少なくとも一～二メートルは、高かったと考えられる。同様のことは浜名郡舞阪町弁天島の湖底遺跡（舞阪町教委　一九七二）についてもいえる。そこで、浜名湖の等深線図を基に、七世紀末頃から奈良時代のころの浜名湖の姿を推定し

てみると、挿図第4のようになるのである。すなわち、村櫛半島と表鷲津を結ぶ線より北側へ浜名湖は押し込まれて、弁天島以北には、広大な耕地が確保されることになる。こうなると、新居の地は、舞阪とも村櫛とも、陸地によって直結されてしまうのである。つぎに伊場木簡中、第十八号に、「□□□(竹田カ)郷長里正等大郡厂」とある点に注目しよう。郷長里正と並べているところから、この木簡の書かれた時点が、郷里制下（霊亀元年から天平十一年ごろまでの間）にあたったことが判るが、養老令の戸令定郡条には「凡郡以廿里以下。十六里以上為大郡」と規定されており、この規定が、当時の現行法であった大宝令でも同じであったかどうか確かめにくいまでも、まず同一であったと推定してよかろう。そうすると、木簡に記されている大郡は、敷智郡をさすとみられるから、敷智郡の領域は『和名抄』の段階よりも、ずっと大きなものであったと考えられる。すでに検討したように、伊場遺跡付近にあったと推定される地方官衙の行政権は、『和名抄』段階の敷智郡を全部含むから、駅家郷を除いて十郷である。これに入野里を加えても十一郷（□□(内カ)郷は平安時代と推定されるので除く）にすぎない。そこで思い切って、浜名郡を加えると、駅家郷を別にして流布本で六郷、高山寺本で五郷加算できる。すなわち、敷智、浜名両郡合せて十六郷～十七郷となる。以上によって、敷智郡の領域は、かつて浜名湖西岸にも及んでいたことが推定されるわけであるが、第七号木簡は、そのことを雄弁に物語っているといえるのである。

B　人名について

伊場木簡には、およそ八〇名ほどの人名が記されている。その内、姓の一部が判明しているものが、五十九例ある。また、正倉院伝来の調布銘に一例、平城宮木簡に二例、伊場遺跡出土墨書土器に二例（平安時代を除く）ほどが見出され、敷智郡の郡域に関する奈良時代の人名は、六十四例を算える。さらに、旧浜名郡一帯が、かつて敷智郡の領域に入っていたとする、前項の推定に誤りがなければ、いわゆる『浜名郡輸租帳』に記載されている人名も、参考にしなければならない。これを表にしてみよう。

	姓	伊場木簡	浜名郡輸租帳	その他
第Ⅰ類	日下部	一		
	若日下部	一		
	刑部	三		正倉院調布銘 一
	軽部	一		
	小長谷部		一	
	白髪部		一	
	大湯坐部		一	
第Ⅱ類	委爾部	五		
	丸爾部	一		
	□爾部	一		
	大伴部	三		
	物部		二	平城宮跡木簡 二
	宗宜部	一	六	伊場墨書土器 一
	宗我部	一		
	宗何部	三		
	宗可部	二		
	宗爾部	一		
	蘇可部	一		
	君子部	一		
Ⅲ類	神麻績部	一	一	
	神直		四	
	神人		五	
	神人部	二	九	

※平安時代の墨書土器「海部」と「参長部」の2例を除く

表4　人名姓分類度数表

挿図第4　古代の浜名湖推定図

類	名			
第	和爾神人		四	
第	和爾神人部		一	
第Ⅳ類	海部	一		
第Ⅳ類	石部	一		
第Ⅳ類	敢石部	一	四二	
第Ⅳ類	玉作部	一		
第Ⅳ類	語部	七	一一	
第Ⅳ類	三使部	一	三	
第Ⅳ類	麻続部		四	
第Ⅳ類	爪工部		三	
第Ⅳ類	津守部		一	
第Ⅳ類	漆部		二	
第Ⅳ類	山部		八	
第Ⅳ類	土師部		一	
第Ⅴ類	若倭部	一二		
第Ⅴ類	若倭	一		
第Ⅴ類	若［　］	一		
第Ⅴ類	伊福部	一	三	
第Ⅴ類	間人部	一		
第Ⅴ類	肥人部	一		
第Ⅴ類	□木部	一		
第Ⅴ類	竹田			伊場墨書土器 一
第Ⅴ類	草良臣	一		
第Ⅴ類	五十戸造	一		

大化改新以後、いわゆる部民制と呼ばれる社会組織は廃止されたが、人名にはそれが残されたため、奈良時代の戸籍・計帳の類を主とした文献に残されている人名を手がかりに、大化前代の社会組織の研究を進めたり、地域史研究に利用したりすることは、古くから行なわれてきた。

浜名湖周辺に関しては、これまで『浜名郡輸租帳』という有力な史料があったため、これを素材として、多くの研究が行なわれてきた。最近でも、大山誠一氏（大山一九七五）の意欲的な研究成果が発表されている。そこで輸租帳の分析はこれを参考することとして、ここでは、伊場木簡に残された人名を取り上げようと思う。

人名には部姓をつけたものが大勢を占めるが、これを分類すると五群に分つことができる。第Ⅰ群は大王家直属の部民、名代・子代の民とみられるものである。日下部と若日下部は、仁徳天皇の皇子女のために、刑部は允恭天皇の大后、忍坂之大中津比売命のために、軽部は允恭天皇の木梨之軽太子のために、それぞれ名代・子代として定めたことが、『古事記』や『日本書紀』に記載されている。『輸租帳』にも日下部がみえ、別に、小長谷部（武烈天皇の名代）、白髪部（清寧天皇の名代）の例もあるが、若日下部、刑部、軽部はみえない。これらの名代・子代は、小長谷部が六世紀初頭の設置と考えられる他は、いずれも五世紀代に設定されたことが、ほぼ史実として認められているものである。

第Ⅱ群は、大豪族の部曲と称されるものである。委爾部は和邇氏の部曲とみられ、通常「丸部」とか「和邇部」と書くが、伊場木簡ではこの字を用いている。□爾部も委爾部らしい。和邇氏は葛城氏と並んで、五世紀代に勢を得て早く分解してしまったといわれている。大伴部は大伴氏の部曲で、大伴氏は雄略朝ごろから抬頭し始め、継体朝において大いに勢力を伸ばした豪族であったが、欽明朝で失脚した。六世紀前半代に有力な氏族であったといえよう。物部氏と蘇我氏は、継体朝ごろから抬頭し始め、物部氏は崇峻朝において蘇我氏と争い没落したあと、蘇我氏が大化改新時まで全盛期を迎えた。伊場木簡には、物部の例はないが、平城宮木簡に二例を認める。「ソガベ」については、『輸租帳』では「宗宜部」と書き、伊場木簡と墨書土器にも「宗宜部」の例はあるが、「宗我」、「宗何」、「宗可」、「宗爾」、「蘇可」、などと書いている。合せて九例を認め、大伴部三例、物部二例などと比べてやはり多い。君子部は、東日本に分布が偏っており、上毛野に支配権を握っていた上毛野君の部曲と推定される。

第Ⅲ群は、神という字を含み、伊勢神宮に関係のある部民といわれているものである。神麻績部と神人部各一例づつあるが、神人部は習書の中に見出された。『輸租帳』では、この他、神直―神人―神人部とか、和爾神人―和爾神人部といったような、重層構造も知られており、いわゆる「人制」と呼ばれるものの一種である。人制といわれる制度は、直木孝次郎氏によると五世紀末頃から発達し、神人は六世紀中葉に成立するとされている（直木一九五八）。

第Ⅳ類は、品部といわれる部民である。いずれも職業部であって、海部、石部、敢石部は漁撈集団として、玉作部は玉作集団として、中央の伴造の支配下に組み込まれ、その生産物を貢納するという形で収取体系の一環をなしていたといわれている。これに対して、語部と三使部は、中央の官司に隷属し、語部君とか語部首などと称する伴造に従って、宮中に番上したものと考えられている。井上光貞氏は前者をA型、後者をB型として、その成立過程をとおして、部民制の問題を体系づけた（井上光貞一九四八）。このA型の部の設置は、かなり古い時期のことと推定され、石部や敢石部について、大山誠一氏は五世紀中葉頃と推定している（大山一九七五）。一方の語部については、上田正昭氏の研究（上田一九七三）があり、出雲国に多い語部集団を例として、宮中に奉仕する口誦集団とは別に、地方語部とも称すべき口誦集団を推定された。大山誠一氏（大山一九七五）は、これを『輸租帳』に登載されている語部にも適用して、彼等が、浜名湖付近に勢力を得た、国造層や国造の奉斎する神を主体にした国づくり讃歌を、口誦する集団であったと推定し、地方の首長層としては共同体内部におけるイデオロギー支配を確立するとともに、その伝承を宮廷に報告することによって、宮廷との結びつきを保とうとしたし、それによって地方支配者としての地位を一層強化したと考えた。そしてその地方語部の設置は、神人という人制機構への編入と深い係りがあるとして六世紀中葉以後と推定している。『輸租帳』には以上の他に、麻績部、爪工部、津守部、漆部、山部、土師部などが含まれている。

第Ⅴ類は、性格のよく判らないものを一括した。この内、伊福部は『輸租帳』にもみえるし、湖北の引佐郡には、『和名抄』によると伊福郷も存在していた。佐伯有清氏は、伊福部を火吹の部の意と解し、「天皇の食饌を煮焚する職」にあったものとしている（佐伯一九六三）。この他については今後の検討にまつこととしたいが、ただ、若倭部については、総数一一九名という『輸租帳』には、一例もないのに、伊場木簡

には十二例を算え、若倭と若□を加えると十四例になるのは、注目する必要があろう。

以上、伊場木簡にみる人名を分類して、若干の設置時期を推定してみたが、総じて、『輸租帳』の部民構成に類似していることが判るであろう。特に、『輸租帳』の中で、浜名湖南部地域の新居郷と北部地域の津築郷を比較した場合には、その南部地域と共通性の認められる点は、興味深い。先に、敷智郡の領域を論じた際の問題にもからんで注意しておきたい。

C　駅制関係史料について

伊場遺跡の第四次調査が終了した時点で、伊場遺跡の一角に、駅家跡を想定したことがあった（浜松市教育委員会一九七二B）。その論拠は、「栗原」と墨書された土器の存在だけであったし、馬の頭骨や骨片が出土していることを、傍証とすればできた程度であった。ところが、その後第六次・第七次の調査を進める過程で、駅制関係史料といえるものが、かなり発見された。今それらを列挙すると、次の通りである。

第二十一号　駅□人

第二十七号　駅家玉作部程□

第三十号　・□　美濃関向京於佐々□□　□□□□
浜津郷□人
・□駅家　宮地駅家　山豆奈駅家　鳥取駅家

第五十二号□広麻呂九束　戸主若倭部□(石カ)□六
戸主□(若カ)倭部足嶋九束
□知麻呂廿□(束カ)　戸主□爾部刀良
□□□　馬主□□爾部吉麻呂廿束
□□依戸□(口カ)同部色夫知四束　□□□□束□(代カ)毛牡馬
馬主戸主宗宜部□(鳥麻カ)□(束カ)□□
□□□(麻カ)呂　戸主若倭部足□(嶋カ)□

第五十六号　栗原若日下部五百嶋

墨書土器　栗原

墨書土器　馬長

この内、第二十七号と第五十六号の木簡は一方に「駅家」、一方に「栗原」となっているだけで、その下に続けて人名を付ける点では共通している。第二十一号木簡では、「駅□人」の次に行を変えて、人名と屋椋を列記しているが、性格的には、前二者と類似していて、駅家もしくは、駅家郷に所属していることを示しているにすぎないとも解せられる。つまり、この三点の木簡が、大溝から出土したことをもって、直ちに伊場遺跡を、栗原駅家と断定できないということである。むしろここを郡衙跡と推定した場合には、先にみた地名記載の木簡の一例と把え、郡内各地から集まってきた木簡の中に、駅家（郷）所属のものが入っていたとみる方が、より自然かも知れない。

第五十二号木簡には、戸主の上に「馬主」と記したものがある。馬主の意味を、文字通り所有権を示す用語と解すると、この地域一帯に民間飼養馬が、かなりいたことになろうし、その一部が官馬に替って、駄賃をとっていたことを示す史料として、この木簡を取り上げることができるかも知れない。しかし、九束とか廿束という数字は、当時としては決して少ない数ではないし、馬の毛の色や性別まで明記しているところもあって、これは、官馬らしい感じがするのである。そこで、『伊場遺跡出土文字集成（概報）二』（浜松市遺跡調査会一九七三A）においては、『廐牧令』に「毎馬各令三中中戸養飼一」と規定されている、駅馬の飼養責任者を、この木簡に列挙してあるという解釈を示したのである。しかし、この考えに対しても、駅馬に限定する根拠はないし、伝馬であってもよいではないかという考え方も可能であろう。

第三十号木簡は、表に美濃関を経て京へ向うことが記され、裏にその途中の経過駅名を列記したものである。駅名からして、三河国までが記されていて、その先は記載がない。したがって、三河国鳥取駅までの過所（通行証明書）ではないかといえそうである。しかし、『公式令』過所式に定めるような書式にはなっていないのである。

過所式には「渡行の理由、どの関を越えてどの国へ行くか、官位姓名、年令、本属、従人（百姓の場合は某国郡里人、姓名年令）、奴・婢の名、携行品、馬牛匹数特徴、年月日、所司の許可など」（奈文研一九七五参照）を記載しなければならないと定めてある。平城宮跡でみつかった過所木簡には、ほぼこの書式どおりの文言がみられる。してみると、第三十号木簡は正式の過所ではないということになろう。

過所を発行してもらうためには、百姓はその本部官司である郡司に、官人の場合は

本司にそれぞれ申請書を出して、これが認められた時は、それを国司や京職に申送して、決裁を受けることになっていた。したがって、地方にあって過所符の発行権をもっていたのは、国司であり、その前に郡司の勘査を通らねばならない。また、過所符は霊亀元年までは「随レ便用二竹木一」ことを認めていたが、これより以後は、過所符に国印を押すことに改めたため、竹木の使用を禁じて、紙に書くことになった（奈文研一九六九）。第三十号木簡は、その年代を、本書の九頁で論じたように、霊亀元年から神亀三年までの間に求め得るとすると、公式には過所木簡は存在しないのであるから、これを過所とすることもできないことになろう。この木簡が、過所式にはない書式で書かれ、京に向うとしながら、駅名は三河止りであったり、東海道経由なら当然鈴鹿関を通らねばならぬのに、美濃関を越えようとしていることなど、理解しにくい内容となっているのは、上記のような事情にも一因しているのではなかろうか。

いずれにしても、こうした木簡が、伊場遺跡の大溝から発見されたことで、この付近に栗原駅を想定することは、かなり有力になったといえるのではなかろうか。

駅制関係の木簡は、以上の五点であるが、他に墨書土器の中に有力な史料が二点ある。一方は「栗原」、もう一方は「馬長」と墨書されている。栗原はいうまでもなく、駅名であるが、馬長とは何であろうか。駅長の略とも思えないが、駅馬もしくは伝馬に関するものであろう。木簡は、もともと文書として移動するものであるが、墨書土器が、使用していた場所から遠くへ運ばれて投棄される場合は、よほど特殊な例外というべきであって、使用場所の近くに廃棄されるのが普通であろう。したがって、栗原駅の位置を考える場合には、木簡よりもむしろ墨書土器を重視すべきであろう。

従来、栗原駅の位置については、「引摩」もしくは「門摩」の駅との関連で、篠原町付近に比定する説（浜松市一九六八）が、有力であったが、以上に示した伊場遺跡出土の駅制関係史料の発見によって、もう少し東側、伊場遺跡の近くに比定する説が、有力視されてきたのである。

伊場木簡の中には、第三号のように、干支年号の確定次第では、日本古代史の大問題にも発言権をもつような史料も含まれているが、ここでは、浜松という地域史を構成して行く上での基礎資料として活用できるよう。基本的な整理をしてみた次第である。

参考文献

内山一七九九：内山真竜『遠江国風土記伝』（寛政十一年完成、昭和十年刊本）

井上一九四八：井上光貞『日本古代史の諸問題』（昭和四十七年一月二十日再版）

国大一九五三：国学院大学伊場遺跡調査隊編『伊場遺跡』（九月一日）

直木一九五八：直木孝次郎『日本古代国家の構造』（十一月一日）

佐伯一九六三：佐伯有清『新撰姓氏録の研究』研究編（四月十五日）

浜松市一九六八：浜松市役所『浜松市史』一（三月三十一日）

浜教委・遠考研一九六九：浜松市教育委員会・遠江考古学研究会「伊場遺跡予備調査の概要」

奈文研一九六九：奈良国立文化財研究所『平城宮跡木簡』一解説（十一月二十五日）

浜松市遺跡調査会一九七一A：『伊場遺跡第三次発掘調査概報』（二月十日）

浜松市遺跡調査会一九七一B：『伊場遺跡出土文字集成（概報）』（十二月二十五日）

浜松市遺跡調査会一九七二A：『伊場』第四次調査月報1～6合本

浜松市遺跡調査会一九七二B：『伊場遺跡第四次発掘調査の成果（要旨）』（二月二十九日）

舞阪町教委一九七二：舞阪町教育委員会『浜名湖弁天島海底遺跡』（三月二十日）

上田一九七三：上田正昭『日本古代国家論究』（五月十日）

岸一九七三：岸俊男『日本古代籍帳の研究』（五月二十五日）

浜松市遺跡調査会一九七三A：『伊場遺跡出土文字集成（概報）二』（十一月三十日）

浜松市遺跡調査会一九七三B：『伊場遺跡第五次発掘調査概報』（二月十日）

奈文研一九七五：奈良国立文化財研究所『平城宮木簡』二（一月二十五日）

大山一九七五：大山誠一「大化前代遠江国浜名郡の史的展開」『日本歴史』第三二一号（二月一日）

浜松市遺跡調査会一九七五：『伊場遺跡第六・七次発掘調査概報』（三月二十五日）

坂本一九七五：坂本太郎「伊場遺跡雑考」『伊場遺跡第六・七次発掘調査概報』（三月二十五日）

釈文

A 木簡

第一号　□□□　己□□　　(15.4)×3.2×0.4
半□　□□□　　10・旧第64号

OH・OI両地点いずれともつけかねる位置の、大溝中央部Ⅶ層から出土した。Ⅶ層出土の土器群は、須恵器第Ⅲ期後葉と第Ⅳ期前半のものを混在している。したがって、木簡の年代は、須恵器第Ⅳ期前半とする他ない。つまり、現状では伊場遺跡最古の木簡であるが、残念ながら読めない。第二号木簡とともに、須恵器の年代観にも影響するので、なお充分検討しようと思う。

第二号　□□□□□□[里カ]　　(21.1)×(2.1)×0.5
□[哀カ]文里百十　　02・旧第62号

OI地点のV層より下位から出土した。層位的にみて、伊場木簡中最古のグループに入るものである。木簡と同一レベルから採集された土器群は、遠江で第Ⅳ型式といわれる須恵器を主体としている。「哀文」は『和名抄』の「雄踏郷」のことか。

第三号　・□□[辛巳カ]年□[正カ]月生十日柴江五十戸人　若□　　(28.4)×2.9×0.3
10・旧第69号

・□□三百卅束□□□□

線路にごく近い大溝東縁A15dS区から発見した。奈良時代層（V層）を完掘し、さらに古墳時代層へ掘り進めたところ、この部分にだけ青色の緻密な粘土層があり、木簡はその中に含まれていた。土器が出土しなかったので、編年的位置は確定できないが、八世紀には下らない。七世紀後半と推定し得よう。

この木簡については、狩野久氏の解説をいただいた。「表の最初の二字の読みについて、今回は一応空白のままにのこし、右傍に可能性の高い推定の文字を付した。原物及び赤外線写真によって、二文字の墨痕を示すと、つぎのようになる。「 」。第一字は、右半のみ墨痕をのこし左半は殆ど消えているが、赤外線写真によって、左半にも、右半の横棒につながる墨痕がかすかに看取できる。文字の中心の縦棒は明瞭であり、数本ある横棒の筆順を追うと、文字の下半部は「丰」となろうか。これが下の一字とあわせて、干支年号を表記していることを前提にすると「辛」がこれにもっとも近い文字になろう。

但しこれを「辛」と確定できない難点もある。「辛」は「立」の下に「十」、または古代の異体では多く「𠀋」を書くのであるが、「十」とすれば、その縦棒が立までつきぬけて書かれていることになって、異例であり、またもし下が「𠀋」とすれば、上の「立」の墨痕がたどりにくいのである。

第二字目は、字形から「巳」に近いが、第二画が下におりてしまっていて、第三画への筆の運びが不自然である。あるいは「丑」かともおもわれるが、最後の横画が長すぎるきらいがある。

もし推定の読みのように、これが「辛巳」とすれば、天武天皇十年（六八一年）にあてるのが妥当とおもわれるが、そうすれば、この木簡は、伊場木簡のなかで最古のものになるばかりでなく、内容的にも「柴江五十戸人」とあることによって、同時点で五十戸編成が行なわれたことを示す重要な資料になる。しかし、上記の二文字が現在充分に判読できていないのであるから、この木簡による上記のような立論は、慎しむべきものと考える。なお、月生とは朔の意である。（東野治之「天智紀にみえる「月生」の語について」『万葉』第81号）。

なお、第三号、第三十号木簡については、岸俊男（京大教授）、田中稔（奈良国立文化財研究所歴史研究室長）の両氏にも、原物について判読して頂いた。両氏には種々ご教示に預ることが多かったことを記して、謝意を表する。両氏の読みについて細かく注記することはしないが、第三号木簡の問題の二文字については、両氏とも慎重なご意見であることを付記しておく。」

第四号

・己丑年八月放□　　(11.9)×2.9×0.5
・二万千三百廿□　　10・旧第48号

線路近くの大溝西縁に接して出土した。V層下位に含まれるが、伴出した土器は、この木簡の年代に及ばない。上端は完結するが、下端は故意に切れ目を入れて折り取ったようにみえる。己丑年は、持統天皇三年に当り、西暦六八九年である。己丑年八月といえば、六月に、いわゆる飛鳥浄御原令が発布された直後であり、潤八月には、造戸籍の詔が出されている。裏面の数字は下部欠失のため、何を算えたか不明であるが、数の多い点は注目される。

第五号

□□□百七十六束代又江田□　　(3.9)×2.6×0.3・(12.2)×2.5×0.3
10・旧第47号

線路に近い大溝西縁近くから出土した。V層下位に属し、古いとみられる。上端完結するが、中間の部分と下端を欠失している。学界で議論の分かれている「代」の用法に一例を加えた。

第六号

・　竹田□□□□（五十戸人カ）　　27.4×2.9×0.5
52・旧第7号

・□□□□　□□

第十号の近くで、より下層から出土した。全面的にかなり風化しているが、完形である。先に刊行した『伊場遺跡出土文字集成』では表を「竹田□□□（里カ）」と読んでいたが、その後赤外線によって検討したところ、「五十戸人」と読めることが判った。「五十戸人」の用例が第三号に次いで二例となったが、年紀は不明である。

第七号

辛卯年十二月新井里人宗我部□　　(33.0)×2.9×0.8
10・旧第17号

OE地点の大溝南縁に近いV層の下位から出土した。下端は故意に折り取った形跡がある。この木簡では墨を使っていないらしい。取り上げた直後には、白いえのぐのようなものが付着していたが、しだいにとれてしまった。現在字画だけがもりあがっており、かつ板面とちがった色あいを示しているので、字体はかなり鮮明にたどることができる。辛卯年は、持統天皇五年（六九一年）に当り、藤原宮造営前である。年紀→里人→人名という書式は、藤原宮木簡と一致しており、この時期に地方制度もかなり整っていたことを知り得るのである。なお、新井里（新居郷）は『天平十二年浜名郡輸租帳』によれば浜名郡に属しているが、本木簡により、持統朝すなわち大宝令前においては、敷智評に属していたことを示すものかも知れない。

第八号

乙未年十月□　　(6.3)×2.5×0.25
10・旧第2号

第九号

OA地点の貝塚Aと同じレベルで発見した。乙未年は持統天皇九年（六九五年）に当り、藤原京遷都の翌年である。上端完結、下端折損、切り込みがある。

乙未年入野里人君子部［

(16.1)×2.8×0.5
51・旧第65号

OD地点の枝溝出口付近から出土した。Ⅵ層上面に流入した有機粘土層から、第Ⅳ期後半の須恵器に伴出した。乙未年は、第八号木簡と同じく、持統天皇九年（六九五年）に当る。これで干支による年紀をもつ例が、五例になった。年紀→里人→人名という書式は、第七号木簡と共通しており、藤原宮木簡にも例が多い。君子部については遠江国蓁原郡人で君子部真塩女という女性が、一度に三男を産んで大税二百束と乳母一人を賜ったことが、『続日本紀』の天平五年九月の条にみえる。しかし、竹内・山田・平野編『日本古代人名辞典』によると、君子部は陸奥や常陸などの東国に多く分布する。そして君子は天平宝字元年に吉弥候と改めたというが、吉弥候部も陸奥国に多い。吉弥候部の中には、上毛野陸奥公とか上毛野名取朝臣などの複姓を賜った例が多い。これをみると、君子部や吉弥候部は、上毛野君の部曲であったと推定せられる。この木簡に記す君子部某は、おそらく君子部の西限を示すものであり、それはかっての毛野の勢力の遠江に及んだことを示す史料といえよう。

第十号

竹田□□江里□□［

17.5×1.6×0.3
41・旧第6号

OA地点としては西に偏した部分（OAⅡ）の南縁に近いところから発見した。完形。Ⅴ層の中層位に当り、第三十七号より深い。『文字集成』では三字目を「郷カ」、七字目、八字目を「戸主」と読んだが、読み過ぎのきらいがあるので、本報告書では不明としておく。なお九字目以降は削りとられている。

第十一号

（右側）　人五石□□　五十五□〔人カ〕石
□又□八又□

(38.9)×(3.3)×(2.6)
角材片・旧第11号

（左側）
□　□□〔大伴カ〕部廣［　］　神麻績部真虫女
□　□□　□□□［　］
□□□

OF地点（A51e）の大溝東岸近いⅤ層最下層から出土した。角材の二面に墨書したもの。右側には数字が左側には人名が書かれている。また、注目すべきは、縦横に刻線のあることである。物指としては間隔が乱れている。文字を記すための罫線ではなかろうか。

第十二号

㈠
□□　人□　□□□□□□□男
□　□　□□□
□□　大　奉　□和　□□

㈡
□若倭部龍　若
□奉奉奉奉
草良臣大初
我　我　我　我
神人部若倭
若豊忍
「□□□□□□
□□□□□早□」

(50.9)×5.9×0.8
04・旧第12号

OF地点（A15e）の東縁に近いⅤ層の最下層、Ⅵ層にほとんど密着して発見された。㈠は墨が薄く残るもの、㈡は㈠の上に習書したものであるが、㈡の下部の「　」で括った部分は、異筆であり、墨はやや濃く残るが、削り取られた部分が多い。これは㈠よりも前に書かれてあったもののようである。上端欠失、下端完

結。右縁に五か所切り込みがある。この形状は木簡廃棄後の二次的加工を示すものと思われる。

第十三号　11.9×1.8×0.2
11・旧第13号

・山代國連町馬食

・□申

ＯＦ地点（Ａ15ｅ）東縁に近いＶ層の最下層から出土した。第十一号、第十二号と一群のものであろう。本木簡の文字は線刻である。裏面第一字は忌、「」とあって「患」か「急」か、またいずれでもないか、はっきりしない。表の七文字が人名であるかどうかもはっきりしない。山代国は、山城国の古い書き方らしいが、出土層位もこれと矛盾しない。折れきずはあるが完形。

第十四号　146.5×6.9×1.3
02・旧第16号

□□□　□□□（三使カ）部□麻呂　天大大大大大大大
敷□□（郡カ）□□（東カ）里　天□□

二片に折れていて、下半部はＯＥ地点の西はずれ、大溝北縁に近い地点のＶ層中位から出土し、上半部は、そこから六〇メートル離れた、ＯＣ地点から出土した。敷□郡東□里と読めれば、郡名を記した唯一の木簡である。「□□部□麻呂」の部分は、下に薄く墨が残っている。また大の字を連ねて習書と思われる部分もある。右縁に七か所切り込みを入れてあるが、これは木簡を後に再利用したものである。

第十五号　(7.5)×(0.7)×0.85
00・旧第19号

□□□

ＯＥ地点の南縁寄り、第七号木簡に近いところから出土した。上下左右とも割口を見せる断片である。末尾は、「寺」の字画が読めるが、偏の有無が判らない。

第十六号　(6.4)×(1.3)×0.2・(7.7)×2.0×0.22
02・旧第20号

□□□□□

ＯＣ地点の西寄り、大溝西縁近くで出土した。二つの断片になっているが、接合しない。上部に切り込みが残り、下端は尖らすことは判る。

第十七号　(40.1)×(1.6)×0.6
00・旧第22号

・□田里　□□□　□□□□□□　竹田里　□□□□□□

・　中□□□□□□　□□□

ＯＤ地点の大溝南縁から出土した。縁の斜面に当るから層位の確認はむずかしいが、Ｖ層の下半相当とみられる。冒頭の□田里は、疵のため墨痕をたどり得ないのが残念である。その下は不明で、その下に旁が「反」となるのは、「坂」かも知れない。里名を列記した帳簿のようなものとみられる。上下と左右を欠失する。

第十八号　(28.2)×4.9×1.0
50・旧第25号

□□□（竹田カ）郷長里正等大郡□

枝溝一区と呼ぶホ2・5区の枝溝中から出土したものである。この枝溝は、大溝から分かれて東北方向へまっすぐ延びている。内部の堆積は大溝内と似かよっていて、この木簡は、Ｖ層（奈良時代層）中から発見した。郷名は墨がおちているところもあるが、「竹田」にほぼまちがいない。里正は、養老五年（七二一年）の

「下総国葛餝郡大嶋郷戸籍」に、三人の里正の名が見え、郷里制下の里の長をいう。したがってこの木簡の年代の幅も限定でき、郷里制施行下の霊亀元年から天平十二年までのものとおもわれる。大郡は戸令によれば廿里以下十六里以上である。

第十九号

濱津郷□□子二人

(24.1)×2.7×0.55
52・旧第26号

枝溝一区から出土した。付近からは祭祀遺物の出土が著しい。浜津郷は、高山寺本『和名抄』にのみ残る地名で、流布本『和名抄』には浜松郷となっており、以下史料はすべて浜松である。これで浜松の古称は浜津であったことが実証されたのである。津は港を意味するから、浜津の名は港に関連して起ったものかも知れない。先端を僅かに欠くが、完形。

第二十号

□□

(13.8)×(1.7)×2.5
雑片・旧第41号

OG地点、大溝縁に付いて出土した。V層としては最下位に属する。この木簡は、細枝を削って墨書しており、他の例の如く板状でない点に特異性がある。

第二十一号

□一　□　委尓部足結屋一　若倭部小人屋一　語部□支□屋一　駅□人　軽部軽部足石椋一屋一　蘇可部□男椋一屋一

・□□□椋一□〔同カ〕双□　肥人部牛麻呂椋一　若倭部八石椋一　同小麻呂椋一屋一　□□□人　語部三山椋一　加□□〔江カ〕五十戸人　語部小衣屋一椋一

委尓部長椋二　五十戸造麻久□椋二　委尓部千支鞨椋一　語部□古椋一　□□□男椋一〔宇カ〕□□□　語部小君椋一

□部衣依屋　語部山麻呂椋一　宗尓部□□屋一　委尓部酒人椋一屋一

□　□□□　□□□□　宗可部□椋一　□□　加□□　一椋一　□□　□　□□□

□部□□□一□□　間人部□　同部□□屋　日下部□木椋二今作　神人□□□　宗何部伊□□椋　□

・□□　□□□□〔女カ〕□　□部龍椋一　石部国□椋　宗何部□□椋一　□木部□椋一　□□□□

□□□□　同□椋一　大□〔伴カ〕部足石椋一　宗□□□□□椋一　□□□□椋□□〔屋カ〕　□□□

宗可部□□椋一　敢石部角椋一

OG地点の白眉となる木簡である。現長一一六・五、最大巾六・二、厚さ一・〇センチ。貝層Sの北側で、大溝の縁に寄せつけられたような状態で出土した。V層中位に含まれていたので、八世紀前半代としてよいのだが、大溝の縁であるため、層位の確定はむずかしい。下端は完結して一孔をうがつ。上端は欠損している。まだかなり続いていたとみられる。文字の欠損状態からみて、左右にもまだ若干続いていたようである。第十二号や第十四号と同様、左右側面に切り込みが入っている。切り込みの部分が磨滅していること、切り込みの間隔全体の長さなどからみて、菰編みの台に転用されたものと推定される。なお別に糸を巻き、順次糸を延ばしながら前後にふり分ける木製錘も出土している。表の最下段の「語部小君椋一」は、一度書いたものを削って書き直したもので、削り残しの筆画が一部残っている。

この木簡の特徴は、三ないし五行にわたり、七段以上に人名と、「椋」または「屋」の数量を記載している点にある。平均四行として、表裏で五十数名以上の人名が列挙され、ほぼその数相当の「屋」又は「椋」が記載されていた計算になる。さらに、上と左右に続いていたらしいから、一郡全体の屋椋を記載してあったこ

とも考えられる。そこでこれを仮りに『敷智郡屋椋帳』とでも呼ぶことにしよう。もちろん、こうした木簡の発見例は、従来全く存在しないし、文献史料中にも、類例はない。ここで特に注目したい点は、表の下から三段目第一行に、「驛□人」とあることで、駅はいうまでもなく栗原駅をさすといえよう。駅の次の一字は、一見「評」の字に見えるが、狩野氏のご指摘では評と読んでは意味が通じないこと、「郷」と読めるのではないかということである。また、その下の段に、「加□〔江カ〕□五十戸人」という記載があって、これも、郷名を記しているとみられる。この点にも、この木簡の意味を考える手がかりが、あろうということである。つまり、この『屋椋帳』が、駅長のもとに置かれるべきものであったか、それとも郡司の手もとに置かれるべき性質のものであったかという問題を考える上で、大変重要な意味をもつのである。なお、表の上から三段目にみえる「五十戸造」は「いそべのみやつこ」と訓み、磯部ないし石部を音通で表記したものか、あいはまた、里又は郷を五十戸と表記することは、万葉集にも例があり、本遺跡出土の木簡でも第三号や第六号にみられるから、「さとのみやつこ」と訓むのであろうか。この木簡は旧第四十三号である。

第二十二号　□　(6.2)×2.5×0.3　10・旧第44号

OG地点の貝層の北側第二十一号などの近くから出土した。上端完結するが、下部を欠損している。

第二十三号　□□□　□〔御カ〕□了□　(9.1)×(2.2)×0.5　10・旧第45号

OG地点の大溝上縁に近いところで出土した。この部分は、貝層の西側から南へ浅い溝状の凹地になっている。第二十・二十三・二十四・二十五・二十六号などは、この溝状の凹地の底から発見されたものである。上端は完結するが、右側と下部を欠失する。

第二十四号　六半　(8.6)×(1.5)×0.3　00・旧第46号

OG地点の貝層Sの南側から出土した。上下を欠失し、削られて薄片となったものである。

第二十五号　□□□□□　(7.7)×(1.9)×(0.1)　00・旧第49号

OG地点の浅い溝状の凹地から出土した。上下左右とも欠失している、というよりも、大きな木簡から削り取られた、削片とすべきである。

第二十六号　□　(2.0)×(0.9)×0.3　00・旧第50号

第二十五号と同じく浅い溝状の凹地から出土した。小片である。

第二十七号　驛家玉作部稚□　(9.9)×2.8×0.25　50・旧第63号

OH地点において、大溝北縁から流入した、青灰色砂質粘土層中から出土した。大溝改修後間もなくの堆積とすれば、奈良時代でもかなり古い年代のものといえるが、縁のために細かい年代比定はむずかしい。「驛家」は、栗原駅家を示すものであろう。『寧楽遺文』（中巻五二〇頁）に載せる「優婆塞貢進文」には、「上総国市原郡大倉驛家戸主日奉部安麻呂嫡」と記しており、平城宮木簡三四六号にも、「玉置驛家三家人黒万呂御調三斗／天平四年九月」とある表記法がこのさい参考に

なる。なお遠江国城飼郡の主帳で、玉作部広公が、宝亀二年三月、私物をもって、窮民を養ったことをもって、他の主帳らとともに、爵二級を賜ったことが、『続日本紀』にみえる。しかし、遠江にはまだ玉作関係遺跡はみつかっていない。下端は尖らしてあったらしいが欠損。

11.4×(3.8)×0.5
41・旧第66号

第二十八号

七月
□□□

OC地点のV層下部から出土した。左側を欠失している。ほとんど読めないが、「七」と「月」の字が、方向を違えて記されている。

19.3×5.9×0.8
01・旧第67号

第二十九号

□□□
□

OG地点のV層下部から出土した。上部の一部に掘りきずがある。読めない。

(32.6)×3.0×1.2
01・旧第68号

第三十号

・□　美濃關向京　於佐々□□　□□□□
濱津郷□人
・□驛家　宮地驛家　山豆奈驛家　鳥取驛家

東海道本線に近い大溝西縁、OG地点のA15gN区から出土した。奈良時代層（V層）の下層から、古墳時代層へと、垂直に突き刺した状態で発見されたもので、上端が欠失していることの一因は、そのために気付かず削り取られたためである。表の「美濃関向京」は、とくに東海道から東山道を通って京に向うというルートを示したものであろう。つぎの五字のうち第四字目は「面」あるいは「西」か。第五字目は一見「事」のようにみえるが、墨痕をたどると「弔」とあり「事」にはならない。その下の二行の割書も、左半のみ表記のように読めるが、右の一行は、墨の滲みがひどく、文字の確定は困難である。なお、美濃関の上には二字ほど空いて文字がある。裏面には四個所以上の駅家名が列記されているが、宮地駅家以下はいずれも参河国の駅名である。高山寺本和名抄、延喜兵部式では、参河には宮地駅はなく、渡津駅が別にある。宮地駅家の上には渡津駅がくるのであろうか。

木簡の上半部は欠損しているが、欠損部分の長さがどの程度になるかは不明とするほかはないが、木簡の幅員から推して、現存部分の倍になるような長さは考えられない。なお、この木簡の読み方については、別に福山敏男氏の見解もあるが、それは、別の機会にゆずりたい。

(11)×1.5×0.6
10・旧第27号

第三十一号

・烏文□刑部石□
・天平七年

OD地点の大溝北縁に並ぶ杭列の中から出土した。表は風化がひどく読みにくい。「烏文」は「ウフミ」と読めるわけで、『和名抄』に「雄踏郷」とあるものに相当し、今日雄踏町にその名を残す。裏面に年号が明記されている。

26.3×2.8×0.2
12・旧第73号

第三十二号

□□□□部龍万呂天平七年
〔大野中カ〕

枝溝2区（ル8区）から出土。この地点は枝溝3区に接するもので、本木簡を含めて、枝溝出土の第六十一号から第六十五号までの六点は、ほぼ同一地点のものといえるのである。この木簡には天平七年と年紀がある。天平の年紀のある木簡は他に第三十三号と第三十一号があるが、一方は天平七年らしく思われ、一方は明

らかに天平七年とある。伊場木簡では、天平七年の年紀が不確実な例を入れて三例となった。第一字と第二字が、「入野」であれば、第九号にも例があって、この時期まで入野里の存在を確認し得ることになる。

第三十三号　(9)×2.4×0.5
00・旧第4号

□伊福部□〔直カ〕天平□〔七カ〕

第三次調査で出土。OA地点の貝層Bと同一レベル、木簡第三十四号より上から出土した。伊福マの次は、「直」と読めそうである。これが姓としての直とすると、次は人名のはずだが、天平とかなりはっきりしている。

第三十四号　(9.4)×1.7×0.3
01・旧第1号

□□〔付カ〕御使進上

第三次調査の際、伊場遺跡出土第一号の木簡として発見されたもの。OA地点の南縁に密着して発見した。縁の部分は斜面のため、層位の確認がむずかしい。付札の類と推定される。上端欠失、下端完結。

第三十五号　2×0.5・(13.5)×(2)×0.5
00・旧第3号

□□□□木□枚木宇子□

OA地点の貝層Bの上層部分から検出した。上下両端を欠失する二片は、同一個体とみられるが、接合しない。文字を記したあと、円孔をほぼ等間隔にあけてある。

第三十六号　(5.4)×1.9×0.3
20・旧第5号

□

第三次調査の出土木製品を整理中、みつけたものであるが、墨がうすく、字画もたどり得ない。頭部破片で左右に切り込みがある。

第三十七号　(33.8)×5.2×0.9
01・旧第8号

・□□□□□　□　□　□□　□

・□□大豆四斗□□□□□〔此カ〕不令□□〔莫カ〕

第六・十号よりやや西寄り、V層の最上層から出土した。伊場木簡では数少ない文書風のものとして注目されるが、ほとんど読めない。

第三十八号　12.2×2.2×0.5
23・旧第10号

・□

・□

表裏ともに切り込みの部分に墨痕を認めるが、字にならない。OB地点の大溝中央部から出土した。完存。形態的には荷札というべきである。

百怪咒符百々怪宣受不解和西怪□□〔亡カ〕令疾三神□□〔宣カ〕□

宣天岡直符佐□當不佐□〔亡カ〕急々如律令

第三十九号　32.2×6.7×0.4
21・旧第14号

・　弓　龍神
（竜の墨画）
人山　龍　急々如律令
人山　龍

戌
・　戌　蛇子ロロロ
戌　急々如律令
弓ヨヨヨ弓

ＯＥ地点の大溝南縁に接して、Ｖ層中に逆位で直立して出土した。Ｖ層を上層から下層まで、貫ぬいた状態であったわけであるが、上には平安時代前期の包含層が、堆積するから、この木簡は奈良時代とみるべきで、本邦最古の咒符である。「怪」は「恠」、「符」は「苻」、「岡」は「罡」、「蛇」は「虵」と書かれているが、いずれも正体に改めた。一部欠損部があるが完形であり、上端両側には切り込みも入れる。墨は薄く、あるいは消えている部分があっても、字画が浮き上っており、すかしてみると読める。かなりの期間風雨に晒されていたらしい。

第四十号

・若倭部五百国布二
・丈八尺縹　　9.1×2.0×0.35
　　21・旧第15号

第三十九号（百怪咒符木簡）と近接し、Ｖ層としては上層に含まれていた。腐蝕のため上下両端が少し欠けているが、ほぼ完形であるから、字句は表裏続けて「若倭部五百国布二丈八尺縹」と読める。調布か庸布かの記載はないが、布に木札をつけた例はなく、全国的にみても初めての発見例である。調庸布を郡内でとりまとめた時の付札であろうか。調布にしろ、庸布にしろ、その数量は、奈良時代を通じて一定していたわけではないが、正倉院の実例でみると、奈良時代中期には、正丁一人当りの調は、布の場合、巾二尺四寸、長さ二丈八尺と決められていた。なお、庸布についても天長五年（八二八）の例で「上総国市原郡海マ郷戸主刑マ小黒人庸壱段長二丈八尺　廣二尺四寸」と墨書した白布が、正倉院に残っている。衣服令によると縹は空色で、八位と初位の衣が、それぞれ濃淡の縹と定められている。

第四十一号

・□□（部カ）廣□　田□□□　若倭部　　(18.8)×3.2×0.6
　　00・旧第23号
・　　□□
□□□　□□□□

ＯＤ地点の貝層Ｅの西に近く、貝層の上層と同じレベルで出土した。貝層Ｅは上下二層からなり、上層は奈良時代でも新しい時期と推定される。「田」の次は「神」の字に似るが、不確定。上下を故意に切り取った形跡がある。ただし、上端左縁に切り込みの一部が残る。

第四十二号

若倭部廣万呂　　(12.3)×2.2×0.6
　　40・旧第24号

ＯＤ地点の貝層のはじまるあたりに、大溝に直交する杭列があって、この木簡はその中から出土した。層位は不明確なところだが、貝層の上層部（奈良時代後期）より新しくはならない。上端完結、下端欠失。

第四十三号

□田刑部宇例志十六□　　(13.7)×2.4×0.4
　　00・旧第28号

ＯＧ地点の大溝中西縁寄りから出土した。Ｖ層（奈良時代層）の上半部に含まれる。「□田」は郷名とみたいが、わずかに残る墨痕からは、「竹」とも「蛭」とも読めない。

第四十四号　(7.3)×2.4×0.3
00・旧第29号

・□□□□□〔給カ〕□

・　□保長神□

線路近くの大溝東縁寄りから出土した。V層上位に属する。上下欠失。神以下が人名ならば、保長は、五保制度の保の長をみることができる。

第四十五号　30.7×5.3×0.4
51・旧第30号

・　栗□□□□食□斗充

・　□

OF地点南、大溝東縁より出土した。V層に属する。完形で、文書風のものらしいが、ほとんど読めない。

第四十六号　(17.3)×3.2×0.4
01・旧第31号

□□〔竹カ〕□□□里

OF地点南、大溝東寄りから出土。V層。上端に故意に刻みを入れて折りとってある。

第四十七号　6.2×1.3×1.0
53・旧第32号

和治田政□下

OF地点南出土。V層。小形ながら完全である。「和治」は、『和名抄』所載の「和治郷」を示すものであろう。今日浜松市和地町として旧名をとどめる。この木簡は赤外線によって検討したが、新しい読みは得られなかった。

第四十八号　10×1.5×0.3
00・旧第33号

□□　□

OF地点南V層出土。文字の部分が削られていて、全く読めない。

第四十九号　11.2×1.2×0.3
12・旧第34号

・　□

・□□

OF地点南、V層出土。第四十四号から第四十九号までの六点は、大溝東縁に沿っている。

第五十号　(10)×3.1×0.6
50・旧第35号

赤坂郷□

貝層SRの上位から出土。大溝西縁OG地点に含められる。赤坂郷は『和名抄』にも載っており、今日その位置は、定かでないが、伊佐地町の辺りと思われる。頭部完結するが、下端は折損する。

第五十一号　(49.9)×6.7×1.2
12・旧第36号

丸尓

□　□□　□□

□□

OFⅡ地点、貝塚SQの上面、大溝縁にはりついて出土した。表土に近かったため、風化がはげしい。頭部完結、下端は腐蝕により欠失している。

第五十二号

23.2×10.2×1.3
11・旧第37号

□廣麻呂九束
□知麻呂廿□〔束カ〕
戸主若倭部□〔石カ〕□六
戸主□〔若カ〕倭部足嶋九束
戸主□〔委カ〕尓部刀良
□□□
□□依戸□〔口カ〕同部色夫知四束
□□□呂〔麻カ〕
馬主□□□尓部吉麻呂廿束
□□□□□束□〔代カ〕□毛牡馬
馬主戸主宗宜部□□〔鳥麻カ〕□□□〔東カ〕
戸主若倭部足□〔嶋カ〕□

線路近くの大溝中央部より出土した。V層の中位に含まれていた。四面ともに調整しているが、墨書内容からいうと、木簡の原形は少なくとも上と左右は欠損していると判断される。四隅に穿たれている孔も文字を切り落しているから、これらの現形状は木簡癈棄後の二次的加工とみられる。「馬主」の意味が、文字通り所有権を示すとすれば、この地域にかなり民間飼養馬がいたことになる。あるいはまた、駅・伝馬を富裕な戸に付けて養飼させるという『廐牧令』の規定から考えて駅馬の飼養責任者を指すのであろうか。

第五十三号

四大伴部□□

13×(1.2)×0.9
12・旧第38号

線路近くの大溝中央部出土。V層中位に層する。上半部左側をわずかに欠失するほか、ほぼ完全。

第五十四号

赤坂□〔郷カ〕戸主刑部□□□□

33.7×2×0.9
52・旧第39号

第五十二号・五十三号とともに、線路ぎわの大溝中央部より出土した。出土状態からして、第四十四号以下第五十四号までの九点は、ひとつのグループとみてよい。この分布の状態からみると、東海道本線の下に、ひとつの地点を想定できそうである。この木簡は、完全であるが、残念ながら墨が薄い。

第五十五号

□部子美女

(14.4)×3.3×0.2
02・旧第40号

線路近くの大溝西縁から出土した。V層中位に含まれる。貝層Sを中心とするOG地点とした地区に含めておく。上端折損。

第五十六号

栗原若日下部五百嶋

27.4×(2)×0.2
12・旧第42号

OG地点、貝層Sの北側、大溝西縁にそって出土した。V層中位の発見である。「栗原」は、いうまでもなく栗原駅家の名称であろう。第四次調査では、墨書土器に「栗原」の文字を見出だしたが、木簡にもこれを見たのである。ただ、栗原とあって、栗原駅とはなっていない点を、注意しなければならない。上下完結だが、左側欠損。

第五十七号

・□□申
・　□

(22.7)×3.6×0.6
00・旧第51号

ＯＧ地点の貝層Ｓの北側から出土した。Ｖ層中位以下に属するが、大溝の縁に接していたので、層位確定は困難である。上下完結していたらしいが、上端に発掘きずがついている。表の上部に、字とは思えない、大きな墨痕を残す。

第五十八号　・（墨痕）　(7.7)×2.3×0.4　00・旧第52号

・（墨痕）

第五十七号とほぼ同じ位置から出土した。上下両端を欠損する。表裏とも、墨痕が著しい。文字らしい部分もあるが、読めない。

第五十九号　敷敷　(6.6)×2.9×0.2　10・旧第55号

第六十、六十九～七十三、二号とともに、大溝発掘区西北端（八区）から出土したものである。ここをＯＩ区とする。大溝中央寄りのＶ層上部から出土した。上端のみである。

第六十号　□　□□〔酒カ〕　(26.4)×(3.3)×0.4　00・旧第56号

□　□　□　□　□　□〔宍カ〕　□　□

第五十九号木簡の近くから出土した。上端はやや欠損しているが、ほぼ止りらしい。下端は欠失している。左側も折損していることは、文字の具合からみて明瞭である。中央右側に半月形の小孔を穿っている。曲物の側板に転用したものらしい。

第六十一号　若倭部小刀自女病有依龍〔呪語〕　(17.0)×3.7×0.3　12・旧第70号

枝溝２区（ル８区）から検出した。この付近には杭列もあって、木製品もかなりまとまっていた。下端を欠損している。下端の一字が、意味のとれない呪語である。この文字とも符号ともつかぬ呪語が、病の原因を示すのか、病を取り除く手段を示すのか、病の療法を示したものか興味深いが、解読できない。なお、斎藤忠団長は、この呪語的な文字について「悲温」を呪語的に表現したものではないかと考えている。参考のために記しておく。ただ、この木簡の性格を解明する手がかりとなりそうなのは、上辺の左右に、上から切り込みを入れてある点で、これまで当遺跡から出土しているおよそ二百点を算える、斎串もしくはけずりかけ風の串と、同性質の木製品とみられる。この種の木製品には、墨痕を認めるものがわずかに存するが、文字を記したものは皆無であった。平城宮跡をはじめ、各地の類例にも、文字のある例はないようである。伊場遺跡の場合、こうした斎串は、大溝・枝溝の縁に立てて、手こね土器を供え、何か水の精霊に祈願・祈禱でもしたもののように思える。してみると、この木簡は、若倭部小刀自女なる女の病気平癒を祈念したものでもあろうか。

第六十二号　・大　大　19.5×4.2×0.7　11・旧第71号

・　大

枝溝２区（ル８区）から出土した。一部に掘りきずがついている。片側に三角形の切り込みをつける。刀子の先と思える鋭い刀先で二～五ミリの巾の「大」という字を作り、中を彫り取って陰刻の文字に仕上げようとしているが、陰刻文字としては、表の二字がほぼ完成しているだけで、表の上の字は第二画の先が第一画の

上に出ていない。裏面では上の一字は線刻になっており、下の一字は第三画の陰刻が未完成である。これが何を意味するか全く不明である。

第六十三号

・□　□□　門□□□〔出カ〕　(33.8)×(2.6)×0.8
□□□　□□　10・旧第72号

・　□□

枝溝3区（ル5区）から出土した。上辺に掘りきずがある。下端欠失。表は二行に記しているが、左辺は割れていて文字が読めない。

第六十四号

若倭部佐〻万呂　(12.1)×2.0×0.5
10・旧第74号

枝溝2区（ル8区）出土。下端欠失。頭部を斜めに切ってあり、その裏面には刻線がある。人名だけ記す。

第六十五号

若倭部□　(9.0)×1.6×0.2
00・旧第75号

枝溝3区（ル5区）出土。下端欠失。人名を記すのみ。

第六十六号

□□□□□□〔木カ〕　25.2×1.9×0.5
02・旧第77号

東海道本線ぎわの大溝東縁から出土した木製品を整理中、墨痕を認めたため、木簡として追加したものである。墨が薄くて読めない。

第六十七号

□□郷〔内カ〕戸主石部□　(10.3)×2.1×0.4
30・旧第9号

OB地点の北縁寄りから出土した。層位的には不明確な部分であり、Ⅳ層とⅤ層の中間に当る。二字目を「内」と読む。郷名は『和名抄』の敷智郡内にはない。上端に近く小孔をあけ紐通しとしている。

第六十八号

都奴我　(10.9)×3.6×0.8
01・旧第21号

OA地点の東はずれ、大溝中央辺から出土した。層位的確認はむずかしい地点だが、Ⅴ層の上半部に含まれていたことは確かである。「ツヌガ」と読むと、福井県敦賀の古称となるが、不明。上部欠損。

第六十九号

・□□□　(12.6)×1.5×0.4
00・旧第57号

・□□□□□

OⅠ区の大溝中央付近から出土したが、平安時代初めごろの大改修以後に、堆積した泥炭層（Ⅳ層）中から取り出したので、この木簡の年代は平安時代初期とみてよい。上端欠失。下端は折損ではないが、薄く削り切ってある。

第七十号

□上里戸主海部曽□　(8.5)×1.5×0.6
00・旧第58号

大溝中央より西側に偏して出土した。この部分はＯＩ地点と呼んでいる。Ｖ層としても上層から出土している。上下両端を欠失している。「上里」とあるが、『和名抄』にはこれに相当する郷名がない。あるいは郷里制下の里名か。海部については、第四次調査によって「海マ屎子女形」と墨書した土器を発見しているが、今度は、木簡で海部を確認することができた。

第七十一号

・□□□□□人□
　□□□□記□□□
　□□□□　□□
・□□□□□　□□

(15.8)×5.3×0.8
01・旧第59号

大溝西南縁寄りに出土した。ＯＩ区に含められる。上端を欠失しているが、それは焼失によるものである。表裏両面共、文字の一部が削り取られているため、判読もむずかしい。

第七十二号

子　□

(12.6)×2.9×0.3
50・旧第60号

発掘区北寄りの大溝中央付近、Ｖ層上位から出土している。下端を欠失している。全面にキリを突きさしたような穴があいているが、草根の仕業かも知れない。

第七十三号

柴江郷一人

15.7×2×0.4
12・旧第61号

ＯＩ区の大溝西南にＮＴ２と呼ぶ小溝があるが、この木簡はその出口付近から出土した。雑片として取り上げた中に、薄い墨痕を認めたもので、正確な出土位置が判らない。第十九号木簡と同じ形と内容を持っている。

第七十四号

□

(10.5)×1.8×0.4
02・旧第53号

ＯＦ区の枝溝の出口に近く、捕魚施設と呼んだ遺構が発見されたが、この施設の下から出土した。上部欠損して読めない。

第七十五号

・（墨痕）
・（墨痕）

11.3×2.7×1.0
21・旧第54号

第七十四号同様、捕魚施設の下から出土したものである。上部に切り込みがあって、荷札らしく思われるが、墨痕のみで読めない。

第七十六号

□

(18.2)×1.4×0.45
02・旧第76号

ＯＣ区から出土した木製品を整理中に発見し、木簡に追加した。斎串状に先端を尖らした木片の上端に、わずかに墨痕を認める。

第七十七号

延長二年

24.5×1.8×0.7
41・旧第18号

ＯＦ地点のⅣ層から出土したものである。頭部を圭頭に作り、四・五センチほど残して以下を細く削って、先端を尖がらしてある。その頭部に延長二年とだけ記す。現形状は転用後のものか。用途未詳。延長二年は西歴九二四年であって『延喜式』が撰上される直前に当る。この木簡を伴出した土器はひじょうに特徴があっ

て、製作地も浜北市宮口の吉名古窯跡と推定し得るのである。今後この地方の平安時代中期の土器群を考える場合、確かな拠りどころを得たわけである。なお、この木簡は、伊場遺跡の営まれた年代の下限をも指示している。

B　人形と曲物

人　形　・（人面墨画）　（8.6）×2.3×0.15

・　敷［　］

OC地点の大溝の中央部、V層の中層位から出土した。この人面の表現は、平城宮跡の出土品にはないという。裏面の下の字は、「耳」とも「可」とも読めそうである。下部欠失。

曲物底板　□〔足カ〕　径12.1～12.6　厚0.8

OE地点のV層から発掘した曲物の底板に、焼火箸と思われるもので記した、草書風の「足」らしい字画がある。

曲物蓋板　太　内径15.5　外径17.9

「枸」

OC地点の大溝中央寄りから出土した。平安時代の包含層に入っていた。「クレゾコ」風に作った曲物蓋板の表に焼火箸で書いたらしく、「太」の字画がある。その左に線刻で「枸」と記入してある。

伊場遺跡発掘調査報告書　第一

伊場木簡

昭和五十一年三月二十五日　発行©

編集　浜松市郷土博物館

発行　浜松市教育委員会
浜松市元城町三八番地の二

印刷　浜松市中沢町一番一号
株式会社　開明堂